

国連海事海洋法課セミナー
「大陸棚限界拡張とキャパシティー・ビルディング」

平成18年 12月 7日 開催

海洋政策研究財団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

本報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成 18 年度「大陸棚の限界拡張に係る支援」事業の一環として開催した国連海事海洋法課セミナー「大陸棚限界拡張とキャパシティー・ビルディング」の概要をとりまとめたものです。

1994 年に発効した国連海洋法条約によりますと、大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えて延びている場合には、大陸棚を最大 350 海里まで延伸することができると定められていますが、そのためには、科学的データを添えて、国連に設置されている大陸棚限界委員会（CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf）に 2009 年 5 月までに申請する必要があります。これまでに、ロシア、ブラジル、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド及びノルウェーの 6 カ国が申請し、またフランス、アイルランド、スペイン、英国が共同申請をしております。我が国でも、2009 年の提出期限に向けて必要なデータを収集するなど、申請の準備に追われているところであります。

このような状況の中で、大陸棚限界委員会において、「どのような審査が行われるのか」、「審査過程で何が重要とされるのか」、「どのような問題が起こりうるのか」また、CLCS の「申請国に対する提案と勧告」について、事務局を務める国連海事海洋法課（DOALOS : Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）の意見を伺うことは、極めて有益なことと考えられます。そこで、DOALOS の専門家の方々を招聘し、国連海事海洋法課セミナーを開催しました。

本セミナーでは、まず、国連海洋法条約に則った DOALOS の活動の全般的な紹介が行われました。次に、国連海洋法条約第 76 条に従って大陸棚を延伸するための CLCS への申請方法と手順、及び DOALOS の事務局としての役割、並びに DOALOS の技術的サポート体制について紹介がありました。その後、大陸棚の画定が技術的に極めて高度なことを受け、全ての締約国に国連海洋法条約を適用していくための DOALOS のキャパシティー・ビルディング活動について紹介が行われ、参加者との間で活発な議論が展開されました。

本報告書は、その概要についてとりまとめたものです。

本セミナーを実施するに当たり、ご指導ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房大陸棚調査対策室、海上保安庁海洋情報部などの関係各位、並びに国連海事海洋法課の関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

海洋政策研究財団
(シップ・アンド・オーシャン財団)

セミナーの概要

1. 会議名

国連海事海洋法課セミナー「大陸棚の限界拡張とキャパシティー・ビルディング」

2. 開催日及び開催場所

平成 18 年 12 月 7 日（木）

3. 開催場所

東京都港区赤坂 1 - 2 - 2 日本財団ビル 2 階 大会議室

4. 使用言語

英語—日本語 同時通訳

5. 主催

海洋政策研究財団

6. 後援

日本財団

7. 開催趣旨

1994 年に発効した国連海洋法条約によると、大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えて延びている場合には、大陸棚を最大 350 海里まで延伸することができると定められているが、そのためには、科学的データを添えて、国連に設置されている大陸棚限界委員会に 2009 年 5 月までに申請する必要がある。これまでに、ロシア、ブラジル、オーストラリア、アイルランド、ニュージーランド及びノルウェーの 6 カ国が申請し、またフランス、アイルランド、スペイン、英国が共同申請をしている。我が国でも、2009 年の提出期限に向けて必要なデータを収集するなど、申請の準備に追われているところである。

このような状況の中で、国連大陸棚限界委員会（CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf）における審査の状況などについて、事務局を務める国連海事海洋法課（DOALOS : Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea）の意見を伺うことは、極めて有益なことと考えられる。

そこで、DOALOS の専門家を招聘し、標記セミナーを開催することとした。

8. 講師

国連法務局海事海洋法課 (Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, United Nations)

Mr. Hariharan Pakshi Rajan (ハリハラン・パクシ・ラジャン)

Senior Law of the Sea/ Ocean Affairs Officer
& Deputy-Secretary of the Commission

Mr. Vladimir Jares (ウラジミール・ジャレス)

Law of the Sea/Ocean Affairs Officer

Mr. Robert Sandev (ロバート・サンデフ)

Geographic Information Systems (GIS) Officer

9. プログラム

13:30-13:40 開会の辞

海洋政策研究財団 会長 秋山昌廣

13:40-14:10 国連海洋法条約における国連海事海洋法課の活動の概要

ハリハラン・パクシ・ラジャン氏

14:10-15:00 CLCS への申請方法と手順～DOALOS はどのようにして CLCS の事務局として機能しているのか～

ハリハラン・パクシ・ラジャン氏

15:00-15:20 休憩

15:20-16:10 DOALOS の活動の技術的な側面について～その構造基盤、データベース、ホームページ、及び地理情報システム (GIS) ～

ロバート・サンデフ氏

16:10-17:30 申請のための発展途上国のキャパシティー・ビルディング～DOALOS の計画の目的と遂行、及び他の関連したプログラム～

ウラジミール・ジャレス氏

17:30 閉会

17:45-19:15 レセプション



開会挨拶



Rajan 氏



Sandev 氏



Jares 氏



記念撮影



オープンセミナー

目 次

はじめに	1
セミナーの概要	2
グラビア	4
講演内容	
開会挨拶	7
国連海洋法条約における国連海事海洋法課の活動の概要	9
ハリハラン・パクシ・ラジャン氏	
CLCS への申請方法と手順～DOALOS はどのようにして CLCS の 事務局として機能しているのか～	13
ハリハラン・パクシ・ラジャン氏	
DOALOS の活動の技術的な側面について～その構造基盤、データベース、 ホームページ、及び地理情報システム (GIS) ～	21
ロバート・サンデフ氏	
申請のための発展途上国のキャパシティ・ビルディング～DOALOS の 計画の目的と遂行、及び他の関連したプログラム～	29
ウラジミール・ジャレス氏	
資 料	
Overview of DOALOS activities	45
Mr. Hariharan Pakshi Rajan	
Process and Procedure of Submission made to the CLCS -How DOALOS functions as secretariat of the CLCS -	48
Mr. Hariharan Pakshi Rajan	
The Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea: Technical Aspects	51
Mr. Robert Sandev	
Capacity-building to assist developing States in the preparation of submissions- Purpose and practice of the DOALOS programs, and other relevant programs	58
Mr. Vladimir Jares	

開会挨拶*

秋山昌廣

海洋政策研究財団 会長

本日は国連海事海洋法課セミナーにご参加いただき誠に有難うございます。

まず、海洋政策研究財団（OPRF）について、ご紹介をさせていただきたいと思います。私ども OPRF は、1975 年に設立された民間の非営利組織であります。競艇交付金により日本財団のご支援を受けて、造船業および造船関連工業の技術開発の支援や情報収集などを行うとともに、海洋にかかわる様々な研究活動にも積極的に取り組んでおります。

また、私ども OPRF におきましては、領海基線から 200 海里を超えて拡張できる大陸棚の限界拡張問題にも強い関心を持っており、一昨年度、昨年度と 2 回にわたりまして、アジア太平洋諸国に対するトレーニングプログラムを、日本財団のご支援を受け、海上保安庁のご協力の下に実施いたしました。本日の国連海事海洋法課セミナーも、その一環として実施するものであります。このセミナーでは、大陸棚の限界拡張についての国連海事海洋法課の活動をご紹介し、共有することを目的としています。

国連海事海洋法課は、国連海洋法条約に則り世界中の海事の管理において、非常に大きな役割を担っております。また、大陸棚の限界拡張を申請した沿岸国に対する勧告を行うことを目的とした大陸棚限界委員会の事務局としての極めて重要な役割も果たされております。

では、本セミナーの講師を務められます国連海事海洋法課の 3 名の専門家の方々をご紹介いたします。

ハリハラン・パクシ・ラジャン氏はインドの方です。2004 年から上級法務官として、また大陸棚限界委員会の事務局次長として活躍されております。更に、オーストラリアおよびニュージーランドの申請を審査する小委員会も担当されておられます。

次にウラジミール・ジャレス氏はチェコのご出身です。外交官を経て 1992 年から国連事務局に勤務されております。現在は海事海洋法課で法務官を務めておられます。またブラジルの申請を審査する小委員会を担当されております。

ロバート・サンデフ氏は旧ユーゴスラビア、マケドニアのご出身です。1997 年から地理情報システム専門官として活躍されておられます。

本セミナーでは、先ずラジャン氏から、国連海洋法条約に基づいた国連海事海洋法課の全般的な活動および大陸棚限界委員会の事務局としての活動についてご紹介をいただきます。そしてサンデフ氏から、国連海事海洋法課の技術的な側面についてご紹介をいただくことになっております。更に、ジャレス氏から、大陸棚限界拡張申請が技術的にも資金的にも困難な開発途上の沿岸国に対して、国連海事海洋法課が行っております様々なキャパシティー・ビルディング・プログラムについてご紹介いただきます。

本セミナーが皆様方にとって有益なものとなり、また活発な議論が展開されることを祈念して、私の開会の辞に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

* 挨拶は英語で行われた。

「国連海洋法条約における国連海事海洋法課の活動の概要」※

ハリハラン・パクシ・ラジャン氏

国連海事海洋法課上級法務官兼大陸棚限界委員会事務局次長

海洋政策研究財団の秋山会長、そして日本財団の皆様、海洋政策研究財団の皆様、そしてお集まりの皆様、このような機会をいただきまして光栄に思っております。日本に來てからこの 2 日間、大変温かくおもてなしいただいておりますことにお礼を申し上げます。意義のあるセミナーにしたいと思っております。

昨日は、海洋研究開発機構（JAMSTEC）に行きました。今朝は、海上保安庁に行き、ラボでいろいろなマッピングなどを見せていただくとともに、プレゼンテーションをしていただきました。大変興味深いプログラムでありました。

本日は、国連法務局海事海洋法課（DOALOS）の活動についてお話をさせていただきます。同僚と一緒に参りましたので、技術的な面についてはそちらに任せたいと思っております。

私の最初の発表では、DOALOS の全体像、機能についてご紹介をしようと思っております。国際法の中でも非常に興味深い分野がこの国連海洋法条約であると思っております。その実施に関しては、非常に興味深いところだと思っております。非常に複雑な法体系であり、非常にやりがいがあるというか、チャレンジングな分野であると思っております。

DOALOS の機能の一つ目ですが、DOALOS という部門は、国連の中でも海洋法条約の実施に当たって中心になっているところでもあります。そして関連する取り決めなどの実施に当たっても中核的な役割を果たしております。海洋法条約の締約国は、現在 152 カ国になっておりまして、普遍的な法体系を提供するものであります。まさにこれが、法の施行の基礎であり、そういった意味で DOALOS は、その機能を発揮しているわけであります。

もう一つ付け加えておこうと思っておりますが、国連海洋法条約（UNCLOS）、これは言ってみれば海洋の憲法であると思っております。この UNCLOS、簡単に条約と略称することもあります。その実施ということになりますと、いくつか考慮しなければいけないことがあります。

まず何と云っても技術の発展がこの 40 年間、非常に目覚ましく起こってきたということでもあります。科学技術がこれだけ発展し、それが国境を超えて非常に大きな影響を及ぼしております。条約の実施に当たりまして、これを忘れることはできません。条約が起草された当時は、こういった技術の発展ということは予想されていなかったことでもあります。

さらにこの財団のパンフレットを見て思いましたが、本当の意味での人類と海洋の共存、そして、それを高めて利益を得るためには、技術がもたらす課題に対応しなければなりませんし、また我々が積極的な役割を果たさなければいけないと思っております。そういった意味

※本文は、同時通訳の日本語をテープ起ししたものに基づいている。

で DOALOS は、その機能を積極的に果たしていきたいと思えます。

この条約の下でいくつか機能がありますが、例えば委託、国連事務総長に委託されるという役割もありますし、それに対して我々が機能を果たしております。

条約の機能については、すでに簡単にお話しいたしましたが、いずれにしても国際法の発展、そして法典化に寄与していくということが書いてあります。そして技術的な面にも対応しなければいけない。またそれがもたらす複雑性にも対応しなければいけないというのが要旨であります。

委託にかかわる機能というのが、この条約の下で我々には与えられております。この条約の目的は、国際社会に対して、そして海洋の利用者、利用国に対して、海洋の法体系にかかわる限界に関する規定を与える。これは条約の条文だけではなく、境界画定にかかわるプロセスとか国の管轄権、また国内法とかそういった面も当然考えなければいけない。そういったことを、委託を受けて公表するという機能が、まず DOALOS の大きな機能の一つとして果たしているわけです。

次に、事務局としての役割そのものです。先ず、国連海洋法条約の締約国会議の事務局の役割を果たしております。締約国会議においては、国際海洋法裁判所 (ITLOS) の判事の選挙も行われますし、ITLOS の予算の審議も行われますし、書記局からのいろいろな報告を受けたりいたします。予算関連などが中心であります。

二つ目の事務局業務としては、海洋法にかかわる非公式協議プロセス (ICP) というのがあります。これは国連総会によって設立されたもので、締約国だけではなく、政府間機関であるとか NGO などが入りまして、現実的な海洋、海洋法にかかわるテーマについて議論をするプロセスであります。

三つ目の最も重要な事務局機能といたしまして、国連総会にかかわる機能であります。国連総会から我々はマンデートを与えられます。国連総会の決議に関しまして、それを協議する会合の場を設定するとか、それにかかわる任務を果たしております。

また大陸棚限界委員会にかかわる事務局も果たしております。これについてはまた詳しくお話ししたいと思います。いずれにいたしましても、委員会の事務局機能については、条約の中に詳しく書いてあります。国連の事務局が、委員会に対して事務局を提供しなければならないということになっており、DOALOS が、その役割を果たしているわけです。

大陸棚限界委員会ですが、これは条約の施行を円滑化するものであり、大陸棚の外側の限界の設定にかかわる事柄に関して、勧告などを締約国に対し行うものであります。非常に複雑な技術的・科学的なデータを検討するプロセスが入ってまいります。これは国連海洋法条約第 76 条にかかわるものですが、これについては次の発表で触れたいと思えます。76 条を分析すると分かりますが、データを詳細に分析するわけです。その任務を委員会が行うわけですが、DOALOS が事務局として委員会に対して、GIS の機能であるとか、いろいろなサービスを提供する役割を果たしています。

3 番目の DOALOS の重要な機能ですが、キャパシティー・ビルディング、能力開発に関する役割です。条約の中でもいろいろな複雑な課題があります。条約からフルに果実を得るためには、開発途上国、島嶼国などの能力を育成することが欠くことができません。

国連総会の決議であるとか、締約国会議の中でも能力開発にかかわる必要性が繰り返し訴えられております。いろいろなイニシアティブが既にいろいろ実施されています。

まず一つはフェローシップ、訓練にかかわるプログラムがあります。日本財団のフェローシップは、その中でも最も重要なものであります。3年目に入りまして良く知られていると思います。日本財団の第3次の研修生も既に選抜されております。

その他に、ハミルトン・プログラム（SHIRLEY AMERASINGHE MEMORIAL FELLOWSHIP PROGRAMME）というの也有ります。これは第3次国連海洋法会議の初代の委員長の名前を取った記念事業でありまして、21年目に入り、23人が既に選ばれ、このプログラムの恩恵を受けています。このフェローシップにつきましても、後の発表でもう一度触れたいと思います。

キャパシティー・ビルディングのプログラムの中には、いろいろなトラスト・ファンド（信託基金）もあります。国連総会によって設立されたものです。二つ重要なものについてお話ししたいと思います。先ず、大陸棚関係だけですが、小委員会などへの参加を支援するための基金というのがあります。申請を作成するためにデスクトップなどで知識を高めるプロセスを支援するためのファンドです。

さらにトラスト・ファンドの中には、国際海洋法裁判所に関するものがあります。これは紛争解決のための国を支援するものであります。カリブ海における境界画定に関する会議に参加する国々の支援とか、あるいは発展途上国への支援を行うことを目的としたものです。特にその中でも発展途上の小島嶼国とか、後発開発国とかが、非公式協議に参加するための支援を行うものです。

また、ストラドリング・フィッシュ・ストック、広域回遊魚種資源などとも言われております。これに関しては、この後のキャパシティー・ビルディングの中でも触れていきたいと思いますが、これに関連する支援というものもあります。

4番目の機能として、調整および連携の役割、リエゾンの役割があります。条約の中では、大陸棚限界委員会以外にも国際海洋法裁判所と国際海底機関という二つの組織がつくられており、これらが DOALOS と密接な協力を行っております。この二つの機関との協定が国連との間で結ばれています。

国際海底機関にも、DOALOS の代表が出席しておりますし、また海洋法裁判所に関しては、先ほども申し上げましたが、締約国会議で判事の選挙や予算などの決定に関して、係りを持っております。

そして最後にご紹介する5番目の機能として情報の普及活動があります。国連海洋法条約の実施にかかわる最も重要な一つが情報の普及であります。充実したウェブサイトを持っており、大変広範な海洋法ライブラリーもあります。様々な関連する出版物、定期刊行物、さらには海洋法ブレティン、その他特別な刊行物、出版物などがあります。これらもまた総会において我々に委託されたものです。

以上、広範な DOALOS の機能についてご紹介してまいりましたが、要点はカバーできたと思っております。この後、具体的に DOALOS の活動、特に大陸棚限界委員会との関

連とか、あるいはキャパシティー・ビルディングに関してのプレゼンテーションなども用意されておりますので、これらについては後の講演に委ねるといたしまして、私からは以上です。何かご質問があれば喜んでお答えしたいと思います。ありがとうございました。

質疑応答

(Q) 大変幅広い活動をしておられることに敬意を表したいと思います。これだけの活動をするために抱えておられる人員と予算規模について教えていただけますでしょうか。

(A) ご質問ありがとうございます。この件については、この後のプレゼンテーションの中でカバーしようと思っております。GIS などとの関連でもこのようなことが出てきますので、そこで触れたいと思います。

「大陸棚限界委員会への申請方法と手順－国連海事海洋法課はどのようにして大陸棚限界委員会の事務局として機能しているのか－」※

ハリハラン・パクシ・ラジャン氏

国連海事海洋法課上級法務官兼大陸棚限界委員会事務局次長

二つ目のプレゼンテーションをさせていただきたいと思います。「大陸棚限界委員会への申請方法と手順」という話になります。まず冒頭に当たりまして、なぜこのような申請が必要であるのかということをお話ししたいと思います。

条約の 76 条をご覧くださいますと、特定の方程式というものが用意されています。これは大陸棚の縁辺部が 200 海里を超えて延びている場合に、どう対応するかを示したものです。200 海里以内であれば申請の必要はありません。200 海里を超えている場合には、申請が必要であるということになります。

この申請の要件というのは、200 海里を超えて大陸棚の外側の限界を設定することに関連しているからです。縁辺部とは、棚、勾配、そしてライズ部分を包含することになります。一方、法的にはカットオフポイントという要素があります。それが法律的な大陸棚の部分ということになるわけであります。

これは地理的な大陸棚の定義とは違うということです。76 条をご覧くださいますと方程式も入っております。そして大陸棚の外側の設定においてのカットオフポイントというものが設定されています。学術的に非常に複雑な要因も含まれております。そして、勾配の脚部からの測定が必要になってきます。また堆積岩の厚さも見ます。

一つは、ある点における堆積岩の厚さが、当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の 1% 以上であるとの要件を満たした最も外側の点を用いて、規定に従って引いた線です。もう一つが大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて、規定に従って引いた線があります。

本日は、どういった申請方法と手順が必要かということについてお話ししたいと思います。

最初に時間枠というものがああります。申請の提出期限は、条約の効力が発生してから 10 年以内ということになります。

しかし、第 1 期の委員会委員の選出に少し時間がかかってしまったということもありまして、ガイドラインの準備が遅れてしまいました。76 条に関するガイドライン、提出書類に関連する細かい規定が出来上がるまで少し時間がかかり、委員会によって採択されたのは 1999 年の 5 月でした。

締約国の会合において、1999 年 5 月より前に条約を締結した国については、1999 年 5 月からこの効力が発生すると見なされました。すなわち、その日より前に批准した国におきましては、1999 年 5 月から 10 年目ということで 2009 年 5 月がその提出期限になるわけです。

※ 本文は、同時通訳の日本語をテープ起ししたものに基いている。

申請に対する要件ではありますが、条約、ガイドラインに入っている内容だけではなく、手続き規則というものが委員会にはあります。手続き規則というのは、書式、使われる言語、コピーの部数などを規定しているものであります。申請に必要な詳細情報が含まれております。

申請言語というのは国連の公用語であれば、どれでも構わないというものであります。英語以外の言語を用いての申請ということになりますと、事務局の方でそれを英語に翻訳するという手続きとなっております。

そして必要な書式の要件ではありますが、これもまたこの委員会の規則に則って決まっております。沿岸国による申請は、事務総長に対してのノートという形で提出されなければなりません。事務総長がこの条約の下、大陸棚限界委員会の事務局としての機能を果たしています。申請書の構成といたしましては、エグゼクティブ・サマリー、主文になります。その他、主文を補足する科学的技術的データが含まれます。

そして、書式の要件に基づいて、提出区域において、現在、何か紛争があるかどうか、あるいは何らかの潜在的な紛争の種があるのかどうかを明記しなければなりません。また、委員会の委員から何らかの科学的技術的なアドバイスを受けたかどうか、受けた場合にはそれを明記する必要があります。

申請内容といたしましては、エグゼクティブ・サマリーが 22 部、そして主文、これが分析記述部分になるわけですが、これが 8 部。それをサポートする科学的技術的データ、海図などそういったものが入りますが、これが 2 部必要です。コピーはハードコピーでの提出という形になります。ハードコピーとともに電子コピーを提出することもできます。現在の手続き規則の場合、ハードコピーと電子コピーとの間で何らかの差異が存在する場合には、ハードコピーが優先されることとなります。

では事務局の役割は何でしょうか、このような申請を受理した時に何をするかということですが、まず暫定的なチェックをいたします。必要なフォーマットになっているか、必要な部数が揃っているか、そして言語、その他の要件がきちんと守られているかどうかを確認いたします。

次にハードコピー、そして電子コピー、両方が提出された場合には同等なものかどうかを確認します。差異がある場合には、沿岸諸国にその旨が通達されます。その後、その差を訂正することになります。そして沿岸国に対して、正式に申請が受理されたということのアクノリジメントが行われます。また委員会の議長および委員にこの申請受理が伝えられます。更に、条約の締約国、国連の加盟国に対しまして申請書類の受理が伝達されます。そしてウェブサイトで公表されます。

ウェブサイトで公表した後の次の段階というのが、委員会の会合のアジェンダ項目として載せられます。そして手続き規則の下、エグゼクティブ・サマリーが用意された後、少なくとも 3 カ月という期間が経ってから委員会の会合に初めてこの議題が取り上げられるという流れになります。委員会の議題の一つとして、この申請内容について審議することになります。それが先ほど申し上げたウェブサイトに載せてから少なくとも 3 カ月経ってからということになります。

そして委員会で内容を確認する中で、委員会の委員長は、申請国に対してプレゼンテーションをするように要請します。提出国は委員会でプレゼンテーションができます。申請国の代表団は、76条のどの定則を適用したのか、また申請を支援した委員会の委員の名前、何らかの紛争がある場合にはその内容を報告することになります。

申請内容が公表されるということで、申請国以外の国からの口上書が提出されることもあります。それに対して締約国が何かコメントがある場合には、会議の場で意見を言うことができるということになります。

このように提出国がプレゼンテーションをいたしましたら、委員会の方で提出した国とで質疑応答の場を持ちます。申請の内容であるとか、どのような定則や、どのような基準を採用したのかといったような一般的な質疑応答が最初になされます。委員の方が確認を求めるプロセスです。

そしてその後、委員会のメンバーだけで会合を開き、小委員会を設置するかどうかを決めます。この条約では、委員会に対して小委員会を設置することは義務付けられてはおりません。必要に応じて設置してもいいということになっております。その場合は7名からなる小委員会となります。特定の手続きに従って、小委員会が設置されるということになります。

ロシアが最初に申請をしましたが、そのときの一番重要な手続き規則としては、申請を準備するときに、誰が支援をしたのか、アドバイスをしたのかということももちろんあるわけですが、委員会の中に同じ国の人が入ったり、申請国と潜在的に紛争となるような国の出身の人が入ったりするかもしれない、そういった場合には、小委員会のメンバーにはならないことになるわけです。

また小委員会設置のプロセスには段階がありまして、21人の中の7人の出身国の地理的なバランスが取れているようにするということが考えられます。また申請の性質からして、科学的な専門性というバランスの取れた7人のメンバーになるように配慮がなされます。このような手続きが、そのほかの国からの申請のときも同じような段階で考慮されました。

今のところすべての申請に関しまして小委員会が設置されています。イギリス、フランス、スペイン、アイルランドの共同申請のときもそうでありました。現在もう1件、ノルウェーからの申請がありまして、次の委員会が来年3月に開かれますが、そのときにノルウェーの申請が検討されることになっています。

小委員会が設置されますと、今度は小委員会の方で、まず予備的な審査というのが行われます。だいたい1週間以内にこれは済むことになります。この段階で技術的な面として、従物性の検証というのがあります。そして76条の中のどのような基準でこの線が設定されたのか、また提出国の代表と確認しなければいけないことがあるのかどうかということをし洗い出し、更に何か紛争があるのかどうかということも確認いたします。

1週間にわたる最初の審査が行われますと次の段階に入ります。これは科学技術的な面の審査になります。ここで申請の内容が詳しく検討されます。その場合に、例えばラボの施設などが必要になります。DOALOSが事務局として、それを提供いたします。例えばGISを使った詳しい検討などが行われますが、これについては次の発表で詳しく説明しま

す。文書であるとか、やりとりの書簡などは、すべて事務局を通して行われます。

提出国の代表団は、この審査のとき、また小委員会のメンバーもですが、お互いにいろいろやりとりをしたいということがあるかもしれません。例えば確認をしたい、質問をしたいということがあるかもしれません。そういった場合の会合も事務局を通じてアレンジされます。すべてのやりとりは代表団の団長と、小委員会の委員長を通じて行うということになります。そしてすべて文書でやりとりということになります。

小委員会の審議は記録に残りませんが、やりとりについて文書になったものは記録に残ります。質疑応答が起こることがあるでしょう。委員会の方からいろいろ聞き、代表団がそれに対してお答えをするということがあるでしょう。そういうことにつきましても、やりとりをした書簡は記録に残ります。

このような小委員会による詳しい審査が行われた後、次の段階として勧告案づくりということになります。今のやり方、手続き規則の中では、例えば前回の委員会の際の例ですが、勧告のオーバービューというのが、まず提出国の代表団に対して提示されます。それに対してどのような反応をしたかということ配慮して、詳しい勧告案を作成し、委員会に提出します。委員会場でその勧告案を検討し、採択或いは修正を行います。コンセンサスができない場合は、多数決で決められます。

そして最終的な勧告ができて、委員会から提出国に渡されるということになります。英語以外で申請書が提出された場合には、その言語に訳して勧告が提出国に渡されるということになります。これが最後の段階であります。

このような流れで小委員会の審査というものが行われております。以上で概観をご紹介いたしました。ご質問がありましたらお受けしたいと思っております。

質疑応答

(Q1) リクワイアメント・フォーマット・ナンバー・オブ・コピーズに関して質問をしたいと思っております。ここでハードコピー、エレクトロニックコピーと書かれておりますが、今の規定でいきますと、おそらくハードコピーはマストで、エレクトロニックコピーというのは部分的に、ないしは一部出すということになると思っておりますが、現在いろいろな技術が発達していますし、またハードコピーは保管の面でも問題があるとも聞いております。すべてエレクトロニックコピーで提出するというようなことは可能になるのでしょうか。

(A1) 確かに大量の文書が提出されるわけで保管は大変問題になっております。今の手続き規則ではハードコピーが義務と明確に書いてあります。そしてハード版と電子版で違う場合には、ハード版が優先ということになっております。今の状況では、このようにハードコピーがどうしても必要になっております。

しかし、委員会が例えば手続き規則を変えるということもあり得ます。そのときは条件が変わると思っております。ただ、今の段階では少なくともハードコピーが義務で、それを補う形で電子版を使ってもいいということになっているわけです。

(Q2) 申請に関して、手続きがどういう意味かよく分かったのですが、申請が実際に行

われてから、最後の勧告に至るまで、どれぐらいの期間が必要になると考えたらよろしいのでしょうか。

(A2) これはとても難問です。委員会が決めるということになりますが、通常、小委員会は、委員会の期間中だけではなく、会合と会合の間でも審査を行っています。

例えば、オーストラリアのときもそうでしたし、ブラジルのときもそうでした。アイルランドのときも、そのような小委員会や小さな会合が行われました。また共同申請のときもそうでした。

それだけではなく、専門のウェブサイトなどを設けることもあります。そのウェブを通じて、小委員会のメンバーがお互いにコミュニケーションをし合うわけです。これはもちろん小委員会のメンバーだけがアクセスできる場ということになります。こうすることによって会合と会合の間に、お互いに審査のための詳しい情報交換をすることができます。これによって全体を円滑にすることに役立っていると思います。こういった円滑にするためのいろいろなやり方を工夫するということが、今、行われております。

ただ全体の枠組みと時間の枠ということ考えると、小委員会がだいたいどのぐらいの期間がかかるかを決めるということになっています。そして小委員会で勧告が作られて、それが委員会の全体会合に出されて、そこで検討される。そこで勧告案をどれだけ時間をかけて見るかということも、そのとき、そのときで決められるということになります。このような形でしかお答えができません。

(Q3) ブラジル、オーストラリアといった国々の申請が行われてから2年以上経過しています。これから提出される国の申請についても、それより長い期間が必要であると考えてよいということでしょうか。

(A3) 少なくとも2年という考え方をする必要はないと思います。もう少し短時間のうちに勧告がでる可能性もあると思います。アイルランドの申請については、小委員会の勧告は、すでに委員会に報告されています。1年ぐらいの間に報告されたと思います。

オーストラリアの場合は、膨大な申請内容がありましたが、私が理解する限り、大半の審査が終わっていると聞いております。ただ、後どれぐらいで勧告が出てくるかというのはまだ分かりませんが。

(Q4) 3カ月という時間がございます。申請から審査に入るまでの時間です。提出して3カ月たった時期がコミッションの会合の最中だったときには、その時点でプレゼンテーションが行われるのでしょうか。

(A4) 現在の要件としては、公表された後、少なくとも3カ月間が経って初めて審査が開始されるということになるわけです。委員会の議題の中に、この申請が入っている場合は、エグゼクティブ・サマリーが公表されてから、3カ月が経っていることになります。その期間にまだなっていないという場合、つまりまだ3カ月に経っていないで、既に委員会が始まっている場合には、次の委員会の議題に入れられるということになります。

(Q5) 既に、多くの申請が委員会の方に提出されています。76条の大陸棚に関する条文の解釈において共通のさまざまな争点があります。こういった共通して見られる解釈の問題について、小委員会が一貫性のある形で対応しているのかどうかを教えてください。

(A5) 委員会が従う所定の手続き規則というものがあります。様々な申請に対してのいろいろなやりとりについてのものもあります。また提出国とのやりとりの中で、条約の規定に関する解釈の問題などがあります。しかしながら委員会としては、この条約の規定に関して特定の解釈をしているというわけではありません。76条の規定に対する均一の解釈というものが別にあるわけではありません。

(Q6) 2点質問があります。先週、ノルウェーの申請が出されまして、今後多くの国が申請を出してくることが見込まれています。そのような状況に対応するために、委員会の審査の効率性というものが求められておりますが、DOALOSでは効率性について検討が行われているのかどうかについてお聞きしたいのが1点。

2点目ですが、来年6月に大陸棚限界委員会の委員の選挙が行われます。これによって実際の審査にあたる小委員会のメンバーに変更があり得ると思いますが、そのような委員の変更は、小委員会の審査作業にどのような影響があり得るのかです。

(A6) まず前半の質問、申請が増えてくるであろうということに対して、これは確かに認識されております。DOALOSは事務局として、いろいろな施設や便宜を提供して、例えば審査が同時に進めるようにしております。前回の8月の委員会では、3つの小委員会が同時に作業ができるようにいたしました。GISのラボ、いろいろな施設なども提供されました。我々が事務局として提供したわけです。

とにかくいずれの時点においても、現在は3つの審査を同時に行うだけの施設があります。効率がどれだけ上がるかということについて、施設面から言いますと、DOALOSではいろいろな対応をしており、今後もしていきたいと思っております。

委員会の方でも効率アップをどういうふうにしたらいのかとか、審査の効率化をどうしたらいのかなど、いろいろ検討いたしました。例えば、場を設けて、あるいはウェブサイトなどを使って、小委員会で審議を進めるようにするか。セキュリティを確保した形でウェブサイトをどのように使ったらいのか、7人だけがインターアクションできるようにするためにはどうしたらいのかといったことも、委員会自体で検討されたわけです。そのようにいろいろな対応が検討されております。

後半のご質問ですが、委員の選挙が来年6月の締約国会議で行われます。条約の定めに従いまして、締約国に対して委員の推薦をお願いしております。専門家を締約国に推薦してもらい、その後に締約国会議で選挙をして決めるということになります。

委員の構成がもしかしたら変わるかもしれないし、小委員会のメンバーも変わるかもしれません。しかし、前の小委員会のメンバーも専門家として参加をすることはできます。ただし、小委員会のメンバーになるためには、再選されなければなりません。これは忘れ

てはいけないことでもあります。

(Q7) 次の発表でお話しくくださるということだったのですが、お話がなかったのもう一度お尋ねしたいのですが、DOALOS の職員、委員の数、組織の大きさがどれぐらいかということと、日本人を含む国籍の分布がどうなっているかということと、予算がどの程度か。もう一つ伺いたいののですが、先ほど7名の委員を選ばれるときに、紛争国の方が入らないように気を付けられているということですが、これは公正さを保つ意味で非常に重要だと思いますが、そのほかに公正さを保つことは何か考えておられるのかどうか、この2点をお願いします。

(A7) 最初のスタッフの数、予算というところに関してですが、次の講演で話をすることになっております。

後半の小委員会のメンバーに関しての質問であります。条約の現在の要件というものを見ますと、申請に対して何らかの支援をした委員は小委員会のメンバーにはなりません。しかしながら委員会の委員として、さまざまな審議に係るということになります。最終的には、小委員会からの勧告が委員会に報告され、その際にも委員として係るわけです。

最初の提出国の場合は、複数の国との間で紛争があったということで、それらの国の国籍を有する委員は小委員会のメンバーにはなることできませんでした。それ以外は、この条約の中で規定された内容はないと記憶しております。

2番目のブラジルからの申請以降は、21名のうち7名の地理的なバランスを確保する、そして科学的なバランスも確保するということがあります。

特定の専門性が必要である場合に、小委員会のメンバーにその専門家がいなかった場合には、委員会のメンバーをアドバイザーとして小委員会のミーティングに出席してもらうことができます。ロシア、ブラジル、オーストラリアも場合にはアドバイザーがおりました。ニュージーランド、アイルランドの申請、及び4カ国の共同申請の場合にはいなかったように思います。小委員会が、特別にアドバイザーとして招聘することができるようになっていきます。

(Q8) 勧告までに至った申請の内容が、今後おそらく前例としてCLCSの中で蓄積されていくのではないかと思うのですが、このような理解でよろしいかお聞かせいただけたらと思います。

(A8) これまでの勧告が、今後の検討において、一種の判例のようになって影響を及ぼすかということだと思っておりますが、それは申請がどのような技術的な内容かによると思います。いずれにしても76条の要件が、きちんと満たされているかどうかということが審査されますし、そして科学的技術的ガイドラインに則っているかどうかということが重要です。これは普遍的な要件ですが、それ以外ということになりますとケース・バイ・ケースであります。

委員会は司法機関ではないわけでありますから、これまでの例が判例となって、それを踏襲しなければいけないということはもちろんありません。それぞれの技術的な要件とか

内容によって審査をされるということになります。手続きのやり方というのは、普遍的なもので一貫しておりますから、これは今後もずっと変わらないということになります。

「国連海事海洋法課の活動の技術的側面について～構造基盤、データベース、ホームページ、及び地理情報システム～」*

ロバート・サンデフ氏

国連海事海洋法課地理情報システム専門官

皆さんこんにちは。このような機会をいただき誠に有難うございます。海洋政策研究財団、日本財団の皆様にご挨拶申し上げます。

最初に、国連海事海洋法課（DOALOS）の役割についてお話ししたいと思います。DOALOS の委託されている内容といたしましては、合理的かつ整合性のある形で国連海洋法条約が受け入れられ、これが適用されるべく貢献していくというものです。

これからは簡単に条約と申し上げていきます。スライドに詳しく委託事項が書いてありますので詳しくは申し上げませんが、これは国連の総会で決定されたものでありまして、国連事務総長告知、ST/SGB/1997/8 の中に書かれております。この文書と条約および総会の決議というのが基礎となりまして、包括的な情報普及プログラムを我々の課において策定し、情報通信技術を使ってこういったプログラムを実施していくというわけでありまして。今日はこうしたプログラムの主要な要素、またどのようなインフラがあるのかについてご紹介をしていきます。

一つここで申し上げますと、こういった情報普及活動の中で重要なのは何といたってもスタッフです。この質問がすでに 2 回出てまいりました。我々の課には 27 人のスタッフがおります。給与に関しては通常予算から拠出されておりますが、スタッフの中に 1 人、日本財団から給与をいただいている者がおりまして、国連の用語では予算外のメンバー、特別予算扱いという形になっています。

先ほど申しましたように、我々の課において広範な出版・刊行物関係の活動を展開しております。まず出版物の中で何らかの機関を経て定期的に刊行される定期刊行物と、我々が協力をしているさまざまな機関からの要請に基づいて出されるものと、議事関連ということで、すなわち我々の活動を円滑に進めるため、あるいはその活動の結果として生まれた報告などがあります。

この出版物、特に不定期刊行物ですが、ここではいろいろな問題が扱われております。例えば条約の状況とか関連する協定、合意に関するものだけではなく、もっと実質的な内容を持ったものとして、例えば関連する分野の専門家の協力の下での緊急を要する課題とか、海洋環境の状況についての報告、あるいは各国における条約のさまざまな側面の実践についての要約などがあります。

あるいは締約国が、条約の下での義務を果たす上で使えるようなトレーニングマニュアルとか、技術ガイドラインなど、その他、締約国によって要請されるテーマを扱ったものもあります。これらの定期刊行物および不定期刊行物は、ニューヨークの代表部において無料で利用できますし、関心のある人には販売もしております。

* 本文は、同時通訳の日本語をテープ起ししたものに基いている。

次に、パラメンタリードキュメンテーションと呼ばれている三つ目のものでありますが、これは事務総長から国連総会に対する報告であります。またそれ以外の国連の年間の決議、あるいはその他の機関からの報告など、これはウェブサイトでアクセスすることができます。

後でご紹介しますが、こういったものも含めて、すべての出版物に関しては、ほかのライブラリー、例えば国連の中央のライブラリーにはないような海洋法関連ライブラリーというのがあります。これを我々の課で維持しています。

この後、スライドを使いまして、出版物の例をご紹介します。それぞれのカテゴリーにかかわるものですが、定期刊行物の中で一番人気があるのが海洋法情報サーキュラーというもので、これがどういうものかといいますと、各国におけるさまざまな報告刊行義務に関連して出されているものです。また、海洋法ブレティンですが、これには地図とともに関連する国内法などのテキストが掲載されています。

一方、不定期刊行物ですが、これは締約国の要請に基づいて、我々がサービスを提供しているパネルを通じて発行されたり、あるいは総会の決議に基づいて刊行されたりしております。何度も出てまいります。出版物の一つとしてトレーニングマニュアルがあります。これはどういうものかといいますと、いわゆる 200 海里を超える大陸棚の外側の限界の画定に関するものでありまして、国連事務局の出版物の中でも、ここまで詳細にわたる技術的な分析を行ったものはほかにありません。これは、大陸棚限界委員会のブレッケ、カレラ両博士、その他この委員会の現メンバーや前メンバーの協力の下に出されたもので、大変に広範にわたるものとなっています。後でジャレスから、その内容について詳しく申し上げます。

その他、出版しているものとして、例えば二つトレーニングマニュアルがあります。一つは海洋保護区に関するもの、もう一つは生態系のアプローチに関するものです。漁業に関連した出版物、あるいはその他、我々がサービスを提供しております関係各部、パネルなどの要請に基づいて出版されるものがあります。

また私たちは世界中の技術革新の波に乗って、インターネットの導入とともに、我々の課でもウェブサイトを開設しました。このウェブサイトは大変貴重な情報源となっています。皆様の中にも、ウェブサイトへアクセスをされた方がいらっしゃると思いますが、簡単にこの中を見ていきましょう。

今、ご覧いただいておりますのは、インターネットでアクセスしているライブの画面です。主要な情報は、グループ分けされております。

条約および関連する協定というのが一番左側にあります。タイトルのところをクリックしますと、その内容が見られるようになっています。

そして総会における海洋と海洋法、このタイトル下の関連する文書としては、当課が作成したもの、国連総会に提出されたもの、および国連総会がつくった機関で、我々がサービスを提供しているところなどがかかわっているものなどです。

次に、この条約によってつくられた組織ということで、例えば大陸棚限界委員会とか、あるいは海洋法裁判所といったような組織などへのリンクが張っております。

特に大陸棚限界委員会とのリンクが皆さんには一番感心があるかと思いますが、多くの情報がここに掲載されております。例えば委員会のメンバーは誰か、どういった文書が今まで作成されたか、そしてどのように使われているのかとか、あるいは 76 条に関連した活動のさまざまな側面に関するものです。ご質問があれば、それについては後でお答えしたいと思います。またキャパシティー・ビルディングのプレゼンテーションの中でも、かなりこのテーマについての話が出てくるかと思えます。

次の欄ですが、これは紛争解決というものでありまして、ここではどういった手続きを取ることができるか、例えば国際司法裁判所とか、あるいは仲裁者のリスト、専門家のリストなど活用できるものが記載されています。

最後は当部の機能、そして活動です。ここではキャパシティー・ビルディング・ファンダのリンクもあります。フェロウシップに関するもの、トレーニングコース、技術協力、トラスト・ファンダ、国連および日本財団との間の協力、当部が提供する技術支援があります。国連出版物として我々が出しているものがあります。ここをクリックしますと、販売部の方にアクセスすることができます。いろいろな機関の間の協力や調整などについてのウェブサイトはまだ開発中です。

もう一つこのウェブサイトに興味深いものとして、条約データベースというのがあります。左下のところをクリックしますと、リンク先に、例えば国内法、寄託状況、海図、世界の海域の外側の限界に関するものがあります。

私たちは、様々な国からの協力を得ていろいろな情報収集を行っています。対象となっているのは国内法で、世界における外側の限界の状況についてもっと詳しく知りたいといったような研究者がよく利用しています。ただ我々の現在の課の構成から考えまして、あまりこういった部分には人手を割けないということで、必ずしも常に内容を更新しているわけではありません。

こういったフォーラムにおいては、私たちはよく皆さんにお願いしているのですが、ウェブサイトアクセスして、それぞれのお国の国内法の状況についての記述が正しいかどうかチェックをしてください。そしてもし何か情報が古いというような場合には、ぜひ我々に対してそれをお知らせいただきたいと思います。つまりこのウェブサイトというのは、言ってみれば締約国とのいわば窓口に使っているというもので、これによって我々のサービスを改善しようとしているのです。

もう一つこのウェブサイトは、いくつか改善も重ねています。実際、かなり再デザインがなされておりまして、このウェブサイトを国際的に認識されているようなウェブサイトの基準に合わせたものになっています。

例えば W3C の基準などにも合わせるようにしております。ともあれ忘れてはならないのは、3 つの要素というのが、あらゆるウェブサイトにおいては満足しなければいけない要件だということです。有効な情報源であるためには、ウェブサイトはまずシンプルでなければいけない。分かりやすく、そして扱いやすいものでなければいけない。実効性、効果ということで、意図された、あるいは予測された結果を生むものでなければいけない。

例えば数回クリックすれば欲しい情報が手に入るものでなければいけないし、機能性と

ということに関しては、統一的なメッセージをユーザーに対して提供できるものでなければいけないというものです。

もう一つここで申し上げておきたい点があります。当課におきましては、その他のシステムも活用しています。これは内部で使われているもので、例えばデジタルアーカイブといったようなもので、外部からはアクセスできないものですが、4年ぐらいになります。すなわち当課に届く様々なところからのコミュニケーション、デジタルや、あるいは紙の形で来たものをすべてデジタル的に保存しているというものです。

またすべてのコミュニケーション、すなわち我々のところに入ってきたメッセージに対して答えたものなどに関しても、これをデジタル化して保存しています。例えばこういったコミュニケーションに関しての情報を検索するのにとても時間がかかる。それでダウンタイムがかかってしまう、それが改善できたということと、今までは紙でやりとりしていたものをデジタル化したことにより、保存スペースも節約することができました。このシステムを導入したことで、こういった情報技術の利用が大きく改善したということであり

ます。

また、当課におきましては、大陸棚限界委員会のニーズに対応するためにいろいろな配慮をしています。IT技術を使うことにより対応しております。

10年ぐらい前に私が専門官として参加したのは、地理的なデータをシステムとして使っていく必要性が出てきたからです。地理情報システムでは、コンピューター、ソフト、ハード、データ、そして人材がいて、それを操作・分析し、空間的な形で表示するということが行われます。

そうした側面からも、委員会は複数の人たちによってサポートされています。専門家が2名おり、1人は法務担当、もう1人は実務的なことをやる人です。委員会に関係する様々な文書について法務担当の専門家がかかわり、地理的な情報の管理はもう1人の専門家が協力するという体制になっています。

DOALOS はハードコピー、電子コピーの両方を受理しています。先ほども話が出ましたが、この電子的なコピーはどのようなものか、まだはっきりしていない部分もあるかもしれません。

過去において、ある国が GIS によって構築した情報を提出してきました。そうすると、地理的な大陸棚の延長線から該当するドキュメンテーションへのリンクというものが図られます。このようなストラクチャーが委員会の分析を早めることにつながるのであれば、何かを探したり、必要な情報が入っているかを探したりするためのダウンタイムを少なくすることができます。どこを探せば正しいのか確認できるということです。

これは一つ大きな改善であると思います。委員会においても、こういったシステムを使うことにより、正確なリンクが図れるということで、大きなメリットがあると思います。提出国の方でそれを用意しないということであれば、私どもの課において提出されたものを電子的な形で、より迅速に対応できるようにしたいと思っています。

現在の DOALOS におきましては、数年間にわたる計画の下、今ある状態が進められています。委員会に対してたくさんの申請書類が来るだろうということで、リソースに対して 1997 年からいろいろな準備をしてまいりました。そのころ私が参加したわけでありませぬ。1999 年に最初の GIS ラボを設置いたしました。

写真にある 9 つのコンピューターが、小さなネットワークでリンクしています。これは、申請国の機密の保持の面から、国連の大きなネットワークと独立しています。様々なプレゼンの機器なども搭載されております。それ以外のものもありますので、また後ほどご紹介したいと思います。

これらのコンピューターは、特別なソフトがインストールされています。通常のコンピューターよりも、より複雑なものにも対応できるようになっております。これに加えて、2 台のかなり高価な機器も購入しました。リーガルオフィスには余りないのもで、カラープロッターおよびカラスキャナーと呼ばれる非常に大きなものです。

私どもがこれを申請した段階で副事務総長が、そんな高いもの、車と同じぐらいの値段がする何が欲しいのだと言ってきました。プロッターを買いたい、2 万 5,000 ドルすると話しましたが、なかなか理解してもらえませんでした。しかし、それによってどういったメリットが出てくるかを話ししたところ、理解していただきました。

2001 年にロシアからの最初の申請を受けた後、委員会メンバーのさまざまな解析作業を見る中で、将来のニーズがどういうものになるかが見えてきました。そしてより加速的に対応するために何が必要かということが見えてきました。

2004 年に 2 番目のラボが完成しました。最初のラボと同じ形式ですが、コンピューター技術の進歩があり、また多様なソフトウェアを装備しています。

2004 年のブラジルの申請に続いて、オーストラリアの申請がありました。2 つのラボで委員会に対応してもらうのは難しいということで、もう 1 つのラボを敷設することにいたしました。しかしながら、床面積にも限りがあるため、会議室として、また GIS のラボとして使える 1 つの大きな会議室を設けました。9 つのラップトップコンピューターをネットワークで結んだもので、デスクトップの代わりに使える非常に強力な演算能力のあるものです。こうして 3 つ目の小委員会が解析できるようにしました。このネットワークを切り離して、別の会議にも使えるように柔軟性を持たせております。

先ほどの質問にもありましたが、情報の保管の問題、これも私どもが対処しなければならない問題です。現在この部屋が情報の保管に使われています。いかに問題が大変かということではありますが、オーストラリアの提出物が約 5 万ページにもものぼります。写真の壁全体がオーストラリアの申請の書類だけです。こういったものが何回か繰り返されると、専用のビルに引っ越さなければ無理かと思えます。非常に大きな問題となっているのは事実です。これに対してよりよい解決策を見いだしていきたいと考えております。

スタッフということについては、GIS のオフィサーが 2 名おります。そしてインフォメーションテクノロジーのアシスタントが 1 名います。複数の小委員会に対して分析の支援を私どももしています。しかしながら非常に複雑な要素があります。また、多数の提出が近い将来あるという想定の中で、どういったことができるのか、検討中であります。既存

の国連の予算の制約の中で何ができるか検証しています。

これからも設備を改善し、また人材面でも委員会が任務を遂行できるようにしていくという強いコミットメントを持っています。そして分析に要する時間をより効率的に使えるようにすることを願っています。技術的な側面に関しては以上です。

少し予算の点についても触れたいと思います。お二人から質問があったと思います。

各部各課におきましては、まずプログラムを組む必要があります。2年ごとの予算組みとなっております。プログラムの計画として、まずプログラムの目的を明記する必要があります。何を達成したいのか、そしてその達成目標が本当に達成されたかどうかを、その2年の間で確認することになっています。外部因子で潜在的にそれを阻害するような要因がある場合には、その報告も必要です。アウトプット、最終的にどういった活動が取られるのか、このプログラムの達成によってどういった活動が出てくるのかということ、国連のその他の部門と同じように、私どももプランニングをしていかなければなりません。このような情報をリーガルアフェアに提出します。各部のものが集積され、これが総会の方に提示されます。そして予算委員会の方で検討されます。

プログラムの計画におきましては、二つの財務的な側面があります。一つが給与、その他のスタッフ関連のコストです。もう一つがアウトプット、活動に関連するコストです。過去数年間を振り返ってみますと、両側面とも予算が増え続けております。そうすると、組織にとってもいろいろな問題になり得るわけです。今、世界を見ますと多くの活動が必要です。組織としてもプログラムの再提示が常に続いています。多くの課題に正しく対応しています。たぶん10年間はまったく予算が変わらない状態で、頑張ってきています。数字にご関心があるのかもしれませんが、現在、予算は700万ドル弱というレベルとなっております。大半は給与に振り向けられております。それ以外のスタッフ関連のコスト、健康保険とか、退職のコスト等々の構成となっております。700万ドル弱というのが2年間の予算です。私のプレゼンテーションは以上です。皆様方の方から質問があれば、技術的な側面、そして予算の側面、何でも結構ですので、質問をしていただけたらと思います。ありがとうございました。

(Q1) トレーニングマニュアルは、国連の出版物として市販されるのでしょうか。

(A1) これは販売されてはおりません。これに関して、どのように配付しようかいろいろと検討しているところがあります。マニュアルとともに、トレーニングプログラムを作成しています。世界の5地域においてトレーニングを実施しました。

国連からトレーニングマニュアルとして印刷されたものが出ています。これは基本的にはこういったワークショップに参加した人を対象にしております。スペイン語版、フランス語版のマニュアルが、すでに販売できるようになっております。国連の機能として代表部においては、このコピーがあらゆる言語で提供されるということになっております。つまりその国の言葉で提供されております。それ以外の出版物に関しても販売できるようになっております。一言で言えばイエスです。

英語版としては、おそらく1~2週間以内に入手可能となりますので、3カ国語で販売可

能になります。また日本代表部に対しましては、3カ国語すべてニューヨークで入手できるようにになります。それらを東京に送ることができると思います。

(Q2) GISを中心にお話をされましたが、技術の革新というのを見ていきますと、例えば石油業界もそうですが、バーチャルリアリティを使って地下の構造を把握するような手法をとるとというのが普通になっています。そうしますと、おそらく大陸棚の調査に関しましても、いずれはそういったビジュアライゼーションという問題が出てくると思います。

先ほどオーストラリアのプロポーザルが約5万ページということをお聞きして驚いたのですが、よく考えてみますと、これから数十年かけて大陸棚のパフォーマンスのデータを拝見していくに当たって、おそらく技術革新をどのように取り入れるかが非常に大きなポイントになると思います。DOALOSとしては、これからどうやってそういった技術の進歩を取り入れていくのか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

(A2) 非常に興味深い質問をありがとうございました。いくつかの側面からお答えできると思います。まず私どもは限られた予算の中で、仕事をしなければならないということがあります。その視点からの制約もあります。こういった新しい技術を導入するという点においては問題があるわけでありまして。しかし、GISの部門においては、世界中での進展、この分野の状況について常に見守っております。

また、各国間において、申請書の受理の際に何が行われているのか検証しています。そこで何の支援が必要であるか、私どもが協力しなければきちんとした申請ができないというような事項があるとすれば、いくつかのアクションを行っていくということになります。

特定の国からの申請が受け取れないような状況を避けるために、当該国とコミュニケーションを取って、必要な情報が提供できるのか、例えばその情報技術のソフト、ハードが、この委員会のニーズに対応して提供できるのかどうかを確認します。できないという場合には、メーカーとコンタクトを取り、何らかの協調関係を持ってないかどうか相談をします。それも無理だという場合には、何らかのファンドをより幅広いところから提供し、その機器を購入するという事なども検討します。

しかしながら、こういったニーズの時間軸というものもあります。一つの申請のみの分析に使われる機器ということになりますと、こちらも現実的に対応せざるを得ませんし、それに対してのファンドを見つけるということも非常に難しいということになると思います。やさしい解決策というのはないわけでありまして、私どもとしても何とかして対応したいと思っています。国と委員会、そして民間部門との協力を得ながらやっています。

(Q3) 職員の数が27名で、予算が2年間で700万ドルというお話がありました。職員の人の国籍の分布はどうなっているのでしょうか、日本人が入っているのでしょうか、というのが質問の一つ。二つ目の質問ですが、先ほどオーストラリアの5万ページにわたる申請書の書庫を見せていただきましたが、それはエレクトロニクスの申請も出されているのでしょうか。それがもし出されているとすると、それはウェブページで公開されているものなのかどうか。最後に委員会で勧告が決められたとすると、その勧告はウェブページで公開をされるのでしょうか。

(A3) 国連がどういう形で職員を採用するかはご存じかと思いますが、ジュニアスタッフに関しましては、いろいろな職業に関して試験が行われております。いろいろな職位の中で空きがありますと、人事部の方で候補者のリストを見ます。そして、それぞれの国、地域をよく代表しているかどうかを見るわけです。またジェンダーの問題、男性か女性かというような問題などもあります。つまりこういった基準が、候補者の選定において考慮され、担当の部の方に提出されます。そして、部の方で同じ基準の下に候補者を検討し、さらに実質的な内容、例えば本当にこの候補者が、その部が求めているニーズに応えるだけの能力を持っているのかどうかをチェックいたします。こういった基準をすべて動員して、望ましい職員が選ばれるのです。

日本人は1人おります。我々はジェンダーのバランスと、地域あるいは国籍の面でのバランスを取るべく努めています。これは我々の組織のレベルでも、またもっと高いレベルでも同様です。

オーストラリアの申請に関し電子版は提出されているかということですが、GISが提出されています。先ほども申しましたが、例えば大陸棚の延長に関して、あるポイントを選んだ理由付けが電子版でも記述されていて、大陸棚の延長のポイントをクリックするとPDFファイルが出てきて、その中に基準が記述されています。

どういう基準の下で、その点を選んだのかということが書かれておりますが、この情報には一般の人たちはアクセスできません。これは文書の一環となっておりまして、一般の人たちがアクセスして見るということではできません。これには手続き規則があり、また条約の下でも要件があります。

勧告についてはどうかということですが、勧告の要約に関してはウェブサイトでアクセスできます。詳細な勧告に関しては、これも手続き規則および条約の要件上、提出国に送られ、提出国の方でこの勧告を公表するかどうかを決定することになっております。勧告に関してのリクエストというのは、提出国に対して行うということでありまして、特に勧告についてこれを公表しなさいというようなことは、委託事項の中に入れておりません。

申請のための発展途上国のキャパシティー・ビルディング —DOALOS の計画の目的と遂行、及び他の関連したプログラム—*

ウラジミール・ジャレス氏
国連海事海洋法課法務官

皆様、こんにちは。私の同僚のラジャン、サンデフからも申しましたが、私からも感謝の気持ちを海洋政策研究財団、そして秋山昌廣会長、また日本財団に対して申し上げます。おかげさまで日本に来ることができ、そして DOALOS の活動についてご紹介をすることができます。

特にキャパシティー・ビルディングで、途上国をどのように支援し、大陸棚限界委員会に対する申請を支援しているかについてご紹介することができることになりました。私どもの課がどのようなプログラム活動を行っているのか、特にキャパシティー・ビルディングがどうなっているのかを紹介したいと思います。

国連海洋法条約の 76 条にはこのような決まりがあって、大陸棚の外側の限界を 200 海里を超えて設定をしようとするのは、沿岸国の法的な権利ですが、必ず大陸棚限界委員会に申請をしなければなりません。理由ははっきりしています。こうすることによって人類共通の遺産を守ろうというものです。自主的にこのような形で、適切に情報を集めて、そして 76 条に定められた制約の範囲で、ルールに則って申請をするというものであります。このような申請を委員会に提出するというのは、沿岸国にとって大変なことであります。「言うは易く行は難し」であります。

専門家の方もここには多いと思います。それぞれのお国の申請にかかわった方もいらっしゃると思います。よくお分かりだと思いますが、この条約を起草した人たちも、当時は想定しなかったような事態が今いろいろ起こっているわけです。

大陸棚を延伸するために二つの定則に則り、かつ二つの制約、すなわち 2500m 等深線 +100 海里、および基線から 350 海里を超えてはならないというルールを守らなければいけない、といったら大変技術的なものであります。オーストラリアは、それを証明するために 5 万ページものデータを出したわけでありまして。

このように境界画定というのは、非常に複雑な作業を伴うものでありまして、それにかかわる人には、当然資質が必要であります。適切な人材が必要であります。そしてデータを集めて、デスクトップでいろいろのことを検討してデータを作成しなければなりません。いろいろなステップがかかわってまいります。

最初の段階から法的な専門知識も必要ですし、技術的な専門能力も必要です。またデータを理解しなければいけません。データを集めて照合して分析する能力が必要であります。そして、その分析に基づいて一連の文書を作らなければなりません。サマリーがあって主文があって、裏付けとなるデータがなければならぬわけです。

* 本文は、同時通訳の日本語をテープ起ししたものに基いている。

例えば堆積岩の厚さに関するいろいろな情報であるとか断面図であるとか、そういったデータもまとめてチャートにしていかなければなりません。そして、それをきちんとまとめて委員会に提出しなければいけません。また、プレゼンテーションをきちんと的確に効率的にするためには、委員会の手続きもよく知っていなければなりません。委員会がどのように機能するのか、小委員会などを設置してどのように審査を行っているのかということも知らなければなりません。そのためには人材を含めましていろいろリソースが必要になります。

先進国、例えば日本のような国ではできるかもしれませんが、途上国にとっては大変な課題であります。南太平洋の国々もそうですが、人口も少ない、資源も少ないという国がたくさんあります。そういった国々が、こういった課題に対応するためには、国際社会の支援を仰いでキャパシティー・ビルディングを実施することがどうしても必要であります。

特に南太平洋諸国を見てみた場合、こういった国々がキャパシティー・ビルディングの必要性を訴えているのは、当然であろうと思います。こういった国々が、締約国会議でその必要性を訴えてきました。委員会では、1999年の5月13日に科学的技術的ガイドラインを採択しました。大きな一つの文書としてガイドラインを作ったわけでありまして。

覚えている方もいらっしゃると思いますが、各国にどのようなことが必要であるかということを知ってもらうために、2000年の5月に会議を開きました。そのときの様子がウェブサイトに乗っていますが、いろいろな発表が行われました。ガイドラインのそれぞれの章に関して、非常に詳しい内容になっています。データの管理であるとか、プレゼンテーションの方式、コピーの部数など非常に詳しい内容になっております。それを満たさないといけないわけです。

途上国から、どうしたらそれができるのだという懸念がすぐに出てきました。また、同じ年の6月に開かれた締約国会議でもそのような懸念が出されました。

非常にこれは大変なことであると言われたわけです。デスクトップスタディーをして、分析をしていかなければいけない。短時間でまとめるのは大変であるということが表明されました。締約国会議で、科学的技術的ガイドラインの採択に基づいて、最初の提出期限を2009年まで延期しようということが結局決まりました。このガイドラインの採択のときから数えて10年目ということで、最初の期限が2009年まで延長になったわけでありまして。

それは十分な能力がないということが認識されたからであります。そしてもっと時間と努力が必要である。キャパシティー・ビルディングがもっと必要である。そうしなければ、自分たちの主張をきちんと委員会に訴えることはできないということが表明されて期限の延長になったわけです。

こういった国々のニーズですが、もちろんいろいろな形で表明されています。国連総会においてもこれが認識されました。キャパシティー・ビルディングがどうしても必要である。そうすることによって途上国が、条約を実施し、大陸棚の外側の限界の線を引くことができる。これを国レベルで実施するためには、キャパシティー・ビルディングが必要であるということが表明されました。

これは人類の共通の遺産にかかわる地域、すなわち200海里を超える地域について、き

ちんと定めようというのがこの条約の狙いの一つでありますから、十分なキャパシティー・ビルディングをもっと効果的にしなければならないということが認識されました。

その後、国連が各国にいろいろな支援をするようになりました。また国際社会に対しても協力を要請しているわけでありまして、そうすることによって途上国が 76 条に則って実施できるように支援をしてほしいという訴えがされることになりました。

大陸棚限界にかかわる一番重要な機関は、もちろん委員会そのものであります。委員会として特に途上国に何をやっているかということですが、委員会はこのような途上国の懸念に対して、そして総会の訴えに対して色々なことをやっております。

まず委員会ができたのは、申請を受け入れるためでありまして、そのために科学的技術的ガイドラインを採択したわけです。ガイドラインの目的は、途上国向けだけではなく、すべての国に対して支援をすることが狙いです。

ガイドラインは何ととっても、委員会によって科学的技術的に、また法的にこの条約の解釈を明確にすることが目的です。なぜかといいますと、委員会においても、この条約の中のいろいろな用語が、いろいろに解釈し得るとということが認識されたからであります。そして委員会としても、このような問題をどのように考えるかを明確にする必要があるということが認識されたからであります。

このガイドラインが検討されたときも言われましたが、そのプロセスは非常に複雑で難しいということが表明されました。明確にしなければいけないということが認識されたわけでありまして。

さらに締約国からの申請がフォーマットのにもだいたい統一されたものになってほしいということで、ガイドラインが定められたわけでありまして。どのようなアプローチで、例えばどのようなソフトなどを使った方がいいとか、特にこのソフトがいいとか、言っているわけではありませんが、こういったフォーマットであるべきだと考えています。

また委員会としては、実施に当たって何を締約国に期待しているのか、またどのような方法論がより好ましいのか、委員会としてどう考えているのかを明確にしたいということで、ガイドラインが決められたわけでありまして。

大陸棚限界委員会が、このガイドラインを作りましたが、途上国にとっては非常に複雑な問題があることを委員会としても認識しました。途上国にはもちろん教育を受けた人材がいる国もありますが、十分に資金がない、きちんとしたソフトが十分に備わっていない、あるいは教育を十分に受けるだけの施設がないといった制約を抱えている国もあります。もっと追加的な教育の機会を提供することが、76 条の履行には欠かせないだろう。特に、開発途上国の能力開発が欠かせないだろうということも背景にあります。いずれにしても、これは非常に重要な問題であります。

委員会は教育提供機関ではありません。委員会は申請を審査し、勧告を出す。締約国から要請があった場合には助言をする。それらが国連海洋法条約によって委員会に与えられた任務であって、トレーニングそのものは委員会の任務ではありません。

委員会としてキャパシティー・ビルディングにかかわるといえるときには、将来このトレーナー、教育者になる人たち、例えば国連の部門などで勤務するような人たちの助けにな

るように、トレーニングのためのアウトラインをつくる、これがこの委員会の役割ということで委員会がそれをやってきたわけであります。

そして5日間の短期トレーニングのアウトラインを委員会が作りしました。これは大陸棚の外側の限界線を引くためというのがもちろん狙いであります。そして一連の文書なども作られました。ウェブサイト（CLCS/24）でその概要を見ることができます。

委員会としては、この5日間のトレーニングのコースについて、何を狙いと考えているのでしょうか。もちろんこれは大学のトレーニングではありません。例えば水路学とか測地学の詳しいことを教授するものではありません。トレーニングを受けた資質のある人に対する研修を目的としています。

こういう人材を育成することによって、その人が国に帰って大陸棚の限界を定めるときに、技術的な要請であるとか、手続き的な要請であるとか、データの確認であるとか、また定則性などに対してどのようなことをしていなければいけないのか、そして一連のデータを作成するときには何を知らなければいけないかという、そういう知識を持てるような人材を育成するということでもあります。

さらに多分野にわたる知識が必要になります。申請の文書を提出するということは、いろいろな分野の専門を一つにまとめてプレゼンテーションとして、一貫性のある資料として纏め上げるわけです。その辺のニーズを認識してほしいわけであります。そして実際の演習を通じて研修生がきちんとした知識を得られるようにするのが狙いです。

各国がこのような研修を受けた人を持つことによって、全体のプロセスが非常に複雑であるということを知ることが究極的な目的であります。例えば等深線はこうであるとか、60海里はこうであるということもしなければいけない。こういう複雑性を沿岸国に認識してほしいわけであります。

またどのような枠組みが必要であるかということも、締約国に理解してもらわなければなりません。国のレベルで認識しておられると思いますが、国のレベルで事業としてやっていたらなければならないことでもあります。そうすることによって、いろいろな能力を育成して、やがてきちんとした申請をするということにつながっていくわけであります。理解している国もありますが、例えば水路部だけでそれができるわけではない。いろいろな専門性を統合してやらなければなりません。法律の専門家も入らなければなりません。そうすることによって、しっかりした申請の文書ができるわけであります。

自分でどれくらいできるか、国内のリソースを使ってどれくらいできるか、そしてほかからの必要な専門知識がどれくらいあるか、これを見極めることは途上国においては重要な要素となります。どれくらいの費用が掛かるのかということを実算する上で、またどこから資金の拠出を得ることができるのか、どこに支援を求めることができるのか、そしてどうやってプログラムを構成するのか、こういったいろいろなステップを踏んで、かつ2009年という期限を満足するにはどうしたらよいかということが重要です。

トレーニングマニュアルについては後でお話いたしますが、委員会が海事海洋法課を支援して、トレーニングマニュアルが作成されました。その前に総会で取られた措置につ

いてお話しいたします。さっきも申し上げましたが、まず総会が沿岸国からの声に耳を傾けました。より効率的なキャパシティー・ビルディングを行ってほしいという、その声に応えたわけであります。キャパシティー・ビルディングというと、しばしば、お金ということになります。トレーニングといっても資金が必要になります。

実際こういった集まりは、結局どれくらいコストが掛かるのかということが問題です。どこに行って、その予算を求めるのかということになります。地域、あるいは小地域のレベルで、キャパシティー・ビルディングを行っていくために、総会においてトラスト・ファンドをつくるということに決しました。これを 76 条トラスト・ファンドと呼んでおります。

実際の正式名称は長くて、技術や運営スタッフに対するトレーニングを提供し、技術、科学的なアドバイスができるようにするためのファンドで、開発途上国、特に島嶼国や後発開発国などを支援するために、デスクトップスタディーやプロジェクトプランニング、76 条および附属書Ⅱに基づいて申請を行う上での支援を行うための信託基金です。

二つ目としては、トレーニングマニュアルに基づいて地域のトレーニングコースを運営するために、DOALOS がイニシアティブをとったもので、将来の訓練機関を支援しようということで、途上国に対する支援を支持してくれてきたものであります。国連の重要な一環として、つまり我々の部において特有のことではなく、むしろ国連の活動中の重要な要素が、発展途上国を支援することであります。

そして、開発目標を支援し、いろいろな国際的な体制から恩恵を享受することができるようにする。この場合には海洋を利用し、その国の管轄下にある天然資源を活用できるようにする。そして海洋法条約の下で、その主権を行使し、その恩恵を享受できるようにするというのが目的であります。

国連総会において、トレーニングマニュアルおよびキャパシティー・ビルディングに関して二つの決議が出ました。今年また別の決議が出て、我々のこういった分野での活動が評価されています。キャパシティー・ビルディングやトレーニングを行ったということに関し、またトレーニングマニュアルの作成に関しても評価を受けました。

12 月 7 日現在、国連総会で議題の俎上に載っている決議があります。その中には特にシンポジウムとして日本が組織されたものが記述されているはずであります。

我々の課における活動ですが、こうしたキャパシティー・ビルディングのためのプログラムの作成、準備に関するものです。我々の活動は大きく拡大いたしました。3 年前と比べた場合、我々の活動は活発で、それはただ単に期限が近づいてきたというだけではありません。意識啓発、それが芽を出した。何か短期間でやらなければいけないという認識が生まれてきた。それについての理解が出てきたということであります。

発展途上国のこういったデスクトップスタディーや訓練について支援したとしても、その後さらに追加的な情報の収集といったようなステップが必要です。そうしてこそ 2009 年という期限を満たすことができるのです。すなわち時間がどんどん足りなくなってきたという認識の下で、何とかこの面で前進を図らなければいけません。というのも、技術、あるいは運営担当のスタッフをトレーニングし、かつそれができた後で、今度は実際

の仕事に着手する時間が必要だということになります。

そういうことから我々は、トレーニングマニュアルを作成するということから作業を始めました。これもなかなか大変でした。しかし幸いなことに、委員会のメンバーであるカレラ、ブラッケの両氏が DOALOS を支援してくれ、トレーニングマニュアルが作成されたわけであります。そして科学技術モジュールというのが構成され、それにはほかの科学者も協力してくれました。

トレーニングマニュアルの目的とするところは、もちろん発展途上国を支援することです。つまり対象となるのは途上国です。しかし、トレーニングマニュアルは、あらゆる国にとっても価値があります。科学的、技術的な問題についての理解を深めることに資するからです。

ワークショップについては後でご紹介しますが、既に4回行われ、発展途上国を支援しました。そこではトレーニングマニュアルの暫定版が使われ、その検証が行われました。つまり我々の作成した暫定版のそれに対する聴衆の反応、訓練生の反応を見て改善することを行ったわけです。約2年間経過し、最終版がやっと出きたところでありますが、これは必要なステップであったと考えています。トレーニングマニュアルに関しては、準備、検証、そして最終版の制作という段階を経ていかなければなりません。

表紙の写真が写っておりますが、次にトレーニングコースの目的が書かれております。次が主要なステップです。

DOALOS の活動の中において、委員会がトレーニングマニュアルの概略を作成し、その概略を基に、当課においては発展途上国向けに一連のトレーニングプログラムを開発してまいりました。

沿岸国の技術担当者が、こういった手続きを踏まなければいけないか、科学的・技術的なデータに関してこういったものが必要なのかについての理解を深めることができ、また意識を啓発するということも、このトレーニングプログラムの重要な一環でした。

後でも触れますが、トレーニングコースの開会式には、国の担当者や責任者が参加しますので、いかに活動を迅速に行わなければいけないか、といった理解を深める上で役に立ちます。また実際の演習の問題、そして最終的な成果としては、制度的な枠組み、そして内部でどれくらいやらなければいけないのか、また外部に委託するとすれば、どれくらい必要なのか、例えばデータの収集などに関して外部委託できる部分はどれくらいなのかといったような複雑な部分も、さらに追加されていきます。

ここにご覧いただいておりますのが、トレーニングマニュアルとトレーニングコースの内容です。当課において法律的な能力、また条約の下での機能から法律的な枠組みという部分を担当しました。モジュール8および9、すなわちプランニングと申請の管理、および申請準備の手順とその申請という部分を担当しました。

技術的な部分、つまり測地学的方法、水路学的方法、形態学的方法論、そして地質学的方法論、地球物理学的方法論、海底の隆起といったようなモジュール2から7までは、委員会のメンバー2人が助けてくれました。ほかの科学者もこれについては貢献してくれました。

これは第1回の地域トレーニングコースです。当課においてはキャパシティー・ビルディングが緊急に必要だと考えています。そのためには、我々のリソースをそちらに振り向けなければいけないということに対して、先ほど申しましたように国連総会は大変支援をしてくれました。

そして2005年の2月に、南太平洋応用地球科学委員会（SOPAC）や英連邦国の事務局と協力して、第1回の地域ワークショップがフィジーで開催されました。ここでは大陸棚限界の画定に関して、申請を行うためのトレーニングプログラムが実施されました。

SOPAC においてはもっと早く同じようなワークショップをやりたいと思っていたのですが、SOPAC と DOALOS の持っているリソースを合体させることで、より効果的なプログラムができると考えたわけです。

その結果として、フィジー、ミクロネシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツに加えて、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムからも技術スタッフが参加いたしました。全部で36名の技術および運営、事務関係のスタッフが参加しました。

トレーニングの一環として意識啓発ということから、まずトレーニングの冒頭に当たり、フィジーの外務通商副大臣が挨拶をされました。SOPAC の事務局長が76条を地域的な観点から実施するということを述べました。つまり地域および小地域という観点が重要になります。つまり一部の地域においては大陸棚の共通性ということがあるからです。

トレーナーとして元委員会メンバーのヒンツ氏とラモント氏が参加しました。また、現委員のシモンズ氏とカレラ氏が参加し、いろいろな質問に答えてくれました。DOALOS の専門家としてサンデフ氏と私が参加し、法律的な側面について説明しました。

それに加えて、より大局的な観点にかかわることですが、科学的技術的なガイドラインだけではなく、いかにこれを実施するのか、どうやってこれを利用するのかが分からなければ、実効性を発揮することができません。ということから、ソフトウェア会社やほかのパートナーも参加しました。

これは公式的な枠組みを超えて、むしろサイドイベントというような副次的な行事として行いました。公式プログラムが終了した後に、ソフトウェアパッケージに関してのプレゼンが行われ、参加したい人が参加するという形式を取りました。

ノルウェーのグリッド・アーデンタールが、このプログラムの中でワン・ストップ・データ・ショップというプログラムについてのプレゼンテーションを行いました。すなわち一つの専用のウェブサイトを通じて、さまざまなデータソースに対して無料でアクセスできる。あるいは何らかの支払いを行うことでアクセスできる。それによってデータ収集にかかわるコストを負担していくわけですが、ともあれ1カ所でそういったデータにアクセスできるというようなプレゼンが行われました。こういったものも発展途上国にとっては参考になったと思います。

というのも、彼らの研究、あるいは利用できるデータについて、大きく支援したものと思います。つまりすでに作成されているデータについて、再度自分たちで収集する必要がないということになったわけです。これが第1回目でした。

2 回目のトレーニングコースですが、2005 年の 5 月にスリランカのコロンボで行われました。40 人ほどの技術および管理部門の人たちが、インド洋地域などから参加しました。バングラデシュ、インド、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ミャンマー、パキスタン、セーシェル、南アフリカ、スリランカ、そしてタンザニアが参加しました。DOALOS からゴリチン課長、サンデフ氏などが参加しました。

受け入れ国側から外務次官が挨拶をしました。今回もモジュール式に分けて実施され、サイドイベントとしてワン・ストップ・ショップに関するプレゼンテーションがありました。

技術的な面については元委員のヒンツ、ラモン両氏が講義などを行い、現委員のブレッケ氏、カレラ氏なども参加しました。両氏はマニュアルの作成にかかわった人です。こういう人たちの参加を得て、インド洋地域におけるトレーニングコースを成功裏に行うことができました。非常に高い評価を受けていると思っています。インド洋地域の場合も英連邦の事務局と協力をしました。

次に、ガーナの政府、アフリカ連合および西アフリカ経済共同体の支援を受けて、1 年前にガーナで行いました。私も行きましてモジュール方式で実施いたしました。

アフリカ諸国、特に大西洋に面した国々からも参加がありました。ベナン、カボベルデ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、モリタニア、ナミビア、ナイジェリア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、トーゴの 16 カ国から 54 名が参加しました。

意識啓発は非常に重要でありまして、外務省の代表などが参加し、ガーナを代表して冒頭のご挨拶をいただきました。法務次官も来てくれました。このコースでは、英語版とフランス語版のマニュアルを初めて使いました。同時通訳を使ってフランス語に訳するようにしました。この点でも非常に画期的だったと思います。フランス語版のマニュアルも非常に質がよかったと思います。言葉などは非常に複雑なので難しいことがあります。時間も限られていたので翻訳も大変だったのですが、うまくいったと思います。

さらにトレーニングのときには、大陸棚限界委員会のクロッカー委員長をはじめ、委員のアウオシカ氏、ブラッケ氏、カレラ氏が参加しました。DOALOS から我々 2 人が、キャパシティー・ビルディングのコーディネーターとして参加しました。

モジュール式で行いました。サイドイベントとして、グリッド・アーデンタールの方がワン・ストップ・ショップについて発表しました。

参加した国々は非常に意欲的な国々であります。おそらくこういった国々は、今後申請を間もなく行うであろうと考えられます。これらの国々から申請が出てくるわけですから、委員会にとっても大変な作業が待ち受けているということになります。2009 年という期限がありますし、委員会にとっては、これだけの情報を処理するのは、今後大変な課題になってくるでしょう。

4 番目の地域レベルのトレーニングコースですが、これはアルゼンチン政府と協力して行いました。政府間機関、英連邦事務局などから支援を得てアルゼンチンのブエノスアイレスで、今年の 5 月に開催され、カリブ海およびラテンアメリカ諸国の 11 カ国から 37 人

の技術および管理部門の人たちが参加しました。

おそらく 200 海里を超えて大陸棚を設定するであろうと考えられる国々が多いわけです。もちろんどんな国々に対してもトレーニングのチャンスは開かれておりますが、非常に有望と考えられる国々が多いわけであります。ホスト国のアルゼンチンのほか、バハマ、バルバドス、チリ、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、メキシコ、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイといった国が参加しました。英連邦からの代表も参加しました。アルゼンチン外務次官からご挨拶があり、DOALOS の課長も参加しました。

今回、スペイン語で初めて行いました。これで、英語版、フランス語版、スペイン語版の 3 カ国語のマニュアルがそろったこととなります。また、コースも 3 つの主要言語で、できたこととなります。

7 名の専門家が教官として参加しました。現委員のアシツ氏、ブラッケ氏、カレラ氏、フランシス氏、前委員のヒンツ氏、ラumont氏です。

2005 年の 2 月にフィジーで行われた第 1 回目から 2006 年 5 月の第 4 回までの全部で、49 カ国の途上国から 160 人の技術および運営にかかわる人たちを研修したことになります。いろいろな地域をカバーしたことになります。もちろんこれだけで活動が終わるわけではありません。

全面的な評価ということですが、各トレーニングコースに関しては、フィードバックを求めています。つまり各モジュールの終了時において、参加者に対してプレゼンテーションの質はどうだったか、何か抜けていることはなかったか、希望はないか、こうしたらプレゼンテーションがよくなるのでないか、などを書き込んでもらいました。この 4 つのトレーニングコース全てにおいてそういったフィードバックをもらいました。とてもよい評価を受けており、トレーニングプログラムは極めて有効であったと答えています。全ての参加者とは言わないまでも、ほとんどの参加者がプロセスについて理解も深め、そしてどういった手続きを踏んで申請を行うのかといった理解を深めることが出来ました。短期間のプログラムにもかかわらず、高く評価され、また国連総会を含めた色々な国際機関においても高く評価されています。

もちろん他の発展途上国においても、キャパシティー・ビルディングに対するニーズがあることは認識しております。

参加者から最も重要な問題として、資金の負担はどうするのだ、どこから資金をもらってきたらよいか、どうやってこういったデータ収集のコストをカバーしたらよいかという問い掛けがありました。それに対する一部の答えが信託基金であります。

しかし、これはあくまでこの問い掛けに対する回答の一環でしかないわけであります。そのためには資金源が必要です。すでに申しましたように国連総会においては、発展途上国のニーズに応えるべく、信託基金を創設しました。2002 年のことです。一方、国連総会においては、大変厳格な付託事項を策定いたしました。この付託事項について総会では、目的を明確にするだけでなく、どういったニーズに対して、どういう目的でこれが使えるのか、また詳細なメカニズムについても記述しています。

これに関して、さらに説明したいと思えます。国連総会におきましては、信託基金の使

用目的を明確にしています。

まず、大陸棚の状況及びその限界を評価するための技術および事務管理スタッフのトレーニング、デスクトップスタディー及びその他の方法、次に、必要な追加的なデータの取得、あるいは地図作製プロジェクトに関するプランの策定、最終申請文書の作成、これらに関連する顧問やコンサルティングの支援といったようなものです。

当時は、どれくらいが信託基金として利用できるか分かっておりませんでした。こういった活動ですべて言えることですが、データを現場で集めるという調査です。大変コストが掛かります。

例えば日本で、この目的のためにどれくらいのお金を使っているかというようなことも聞いておりますが、データ取得というのは、この信託基金の中からは外しております。少なくとも国連総会においては、この信託基金において資金を提供する可能性を示しており、ノルウェー政府からは 100 万ドルという寄付をいただいております。ほかにもそういった寄付が入ってくる予定であります。これらがいろいろな活動の基礎となります。DOALOS が主催するトレーニングにも使われます。

この信託基金の使用目的としては、例えばこういった地域プログラムに参加する一部の研修生のコストについても負担いたしました。このトレーニングに参加する際には、各発展途上国から 2 名に参加費用の補助が出ます。

信託基金の使用目的についてですが、DOALOS が独自に資金の使い方を決めるのではありません。もちろん最終決定は DOALOS の課長が行いますが、総会において DOALOS に対しての諮問として、透明性、健全性ということがありましたので、専門家パネルをつくりました。現在この専門家パネルは、独立した組織として当課に対して、信託基金に対する申請について助言を行っています。

付託事項に書かれた目的に合った申請になっているかどうか、それぞれの活動に関しては、いろいろな要件が定められております。パネルはこういった文書が提出されているかどうかを評価します。アイルランド、日本も大変重要な役割をこの面で果たしていますが、メキシコ、ノルウェー、パプアニューギニア、セネガル、ロシア連邦が専門家パネルのメンバーです。

こういった沿岸国からの申請に関して、DOALOS および専門家パネルというのは、申請を行っている国の資金のニーズ、そして資金がどれくらい利用できるのかを検討し、もちろん発展途上国の中でも最後発展途上国や島嶼国に配慮して、申請提出期限をにらみながら決定しております。この評価を行い、提言を DOALOS の方から行うわけですが、専門家パネルの意見を踏まえて、総会に対して我々が勧告を行うわけです。また信託基金の運用に関しても、国連の財務規則に従っております。もちろん監査の対象にもなっています。

これはウェブサイトのスナップショットですが、四つの地域トレーニングコースを今まで行ってきました。これだけではありません。最近の活動としては、ほかの機関、組織とも協力し、例えばグリッド・アーデンタールという組織と協力して、ハンズオンのトレーニングコースを行っています。

ソフトウェアの実習では、グリッド・アーデンタールと予算を折半というような形で、

ケニアのナイロビで行いました。法的、手続き的な背景について説明し、そしてソフトウェア会社の方がワン・ストップ・データ・ショップについてのプレゼン、ソフトウェアの使い方などについてのトレーニングも行いました。これもまた大変に重要な協力活動であります。

その他各国政府とも協力をして、セミナーを行っております。これに関しては、日本に対して感謝を申し上げたいと思います。これは、「200海里を超えた大陸棚の外側の限界の設定に関する科学的及び技術的な側面」というセミナーで、外務省と国連大学との共催で2006年3月に東京で開かれたものです。今年の国連決議の中でも言及されております。

大変重要なキャパシティー・ビルディング活動として、日本財団のプログラムがあります。この信託基金のプロジェクトは、国連と日本財団との間で結ばれ2004年の4月に始まりました。その目的とするところは、発展途上の沿岸国に対してキャパシティー・ビルディングを行っていくというものです。

締約国が対象となっており、フェローシップという形で発展途上の沿岸国の中間的なレベルにあるような専門職の人たちに9カ月間の研修を行います。最初の6カ月間は研究などを行います。参加している著名な学術機関の下で研究を行って、その後3カ月間、我々の部におきましてフェローシップのトレーニングを行うのが通常です。他で行うこともできますが、実習を行います。実際に我々の活動について学んでもらうわけです。

こういった大陸棚の外側の限界の画定に関しては、直接こういった活動に関連するテーマに関係したフェローを選ぶことになっていきます。例えばバングラデシュの場合、選ばれたのは、大陸棚の延長を主張する際の基線の決定に関するものでありまして、バングラデシュにおいては、特にこの基線の問題に注目しておりました。これが後で大陸棚の拡張の制約とも関係してくるからです。

モーリシャスの人ですが、この人は海洋および海洋法と政策、CLCSへの申請に関して、またモザンビークの人は、海洋の境界、その管理、あるいは紛争解決、またいかに海洋の境界を近隣諸国との間で画定していくか、大陸棚の延長も含めたものです。このようなテーマに関して、日本財団のプログラムというのは大変重要な貢献をしているわけであります。

基本的かつ複雑な問題について、この海洋法の下で生じてくる問題に関し、科学的・技術的ガイドライン、手続き規則に従った形で理解を深めていく上で大変重要な貢献をしているわけであります。

最後に現行計画であります。我々はこれからもトレーニングコースを行っていきます。小地域というレベルで行っていきます。すでにいろいろと接触も受けております。活動も行っています。また資金の面でも検討を行っています。

我々の予算というのは、国連総会で決定されるものでありまして、大変厳しい制約の下にあります。旅費など、参加に関しては、外部からの資金援助も必要ですが、こういった活動をこれからも続けていきたいと思っております。これに関しては、皆様のご理解と、大変多くのご支援をいただいております。感謝申し上げます。何かご質問があればお答えしたいと思っております。ありがとうございました。

(Q1) 大陸棚の限界延長の申請には、実際に海で調査をする必要があると思います。これは難しい問題であると理解します。例えば日本の場合、GNPは世界のトップクラスで、人口が1億3,000万人にいます。一方で南太平洋の国、例えばタヒチでは10万人ぐらい、パラオは多分2万人以下だと思います。そういった国が船を借りることは経済的にも相当難しいだろうと思います。

もちろん DOALOS として公式な見解をお持ちにならないし、あったとしても言えないと思いますが、ただ、いろいろな意見を聞いておられると思うので、どういう可能性があるかということについて、お知らせいただくことはできないでしょうか。

(A1) それぞれの国で申請にかかわっておられる方々は、大変な業務を抱えられていることはご存じだと思います。日本も重要な沿岸国の一つで巨大な海洋を抱えておられます。また太平洋地域の小さな国々に行きましても、例えば群島国家であるというような宣言をしている国々もありまして、海洋は潜在的に重要な意味を持っているわけであります。

デスクトップということになりますと、もちろん信託基金を使って誰か専門家に任せればいいわけで、そちらの方はそれほど難しいものではありません。最終的な申請を作成する、そのために必要な専門家を見つけるというのはもちろん大変なことではありますが、それだけではありません。その前のデータ収集とデータの補足というのが一番大変なわけであります。それについては皆さんよくご存じだと思います。コスト的にも大変なものがあります。

国連の総会でも、我々もそのような問題を解決することはできません。国レベルでこのことをよく理解して、国のレベルでどうするのかということを決めなければなりません。申請をするという義務があるわけではないのですから、各国がそれぞれの状況をにらんで、できるのかどうか、何をすべきかを決めるということになります。

データに係る問題で、例えば我々はグリッド・アーデンタールといったパートナーとトレーニングを一緒にやっているわけですが、無料でアクセスができるいろいろなデータもあります。そしてデスクトップスタディーでデータを作って、従物性の検証をするための初期評価などもできるわけです。こういったようなことを知識として教えて、データ収集において役立ててもらえるように努力しています。いずれにしても、さらに追加的なデータ収集が必要です。

またどのような基準を使うのか、例えば堆積岩の厚さを確認する場合、どのような作業が伴い、どのような基準を使わなければいけないのかということも理解してもらわなければなりません。データ収集の目的のために信託基金をもし使ったら、例えば100万ドルあったとしてもあつという間になくなってしまいうでしょう。200万ドルあったとしたって足りないでしょう。

例えばトレーニングに参加した49カ国の専門家が、データ収集のために信託基金を使わせてくれと言ったら、あつという間にお金がなくなってしまいます。途上国に対してはパートナーを探してくださいと我々は訴えています。パートナーといいましても、どこかの国の政府とのパートナーということもあり得るでしょう。そういうこともあって、我々は今回日本にやってまいりました。日本のような国々の意識を高め、そして途上国のニー

ズをもっと知ってくださいと訴えているわけです。

さらに産業界、民間とのパートナーシップということもあり得ると思います。いろいろな研究、調査などができるでしょう。ただ民間がこの調査をするということになっても、それだけで大陸棚の外側の限界を、例えば 200 海里以上に設定するためのニーズを満たすことは残念ながらできません。

答えですが、それぞれの国のレベルでやっていただくしかない。国のレベルで検討して判断をしていただくしかないわけであります。我々の方でどうこうするとか、立場として何か言えるとかいう問題ではありません。

(Q2) 非常に興味深いプレゼンテーションをありがとうございました。今、おっしゃられたことで、例えばバイラテラルアグリーメント、あるいはインダストリーイニシアティブで、調査が実際に始まりそうな例はあるのでしょうか。

(A2) いくつかの国であります。あまり具体的なことは言えませんが、ある国は、すでに申請を行っているところです。別の国も同じ言語圏で、しかも同じ海洋に面しているということから 2 国間の協定に基づいて、他の国に協力している、支援しているというようなところもあります。

この国は、すでに自分たちの申請を行ったということで、自分たちのそういった調査能力があるということから、申請の準備をしているところに協力したわけです。たとえ相手が進進国であったとしても、場合によっては、そういった調査能力が今限られていて使えないというような場合に、協力を行うというような例もあります。

(Q3) 信託基金はもともと 100 万ドルということでしたが、今、いくらぐらい残っているのでしょうか、教えていただけますか。

(A3) 正式な数字はウェブサイトで分かるはずですが、A/61/63/Add.1 という文書にあります。100 万ドルを上回っていたのですが、2 回目の拠出が待たれているところです。今のところトラスト・ファンドから出されているものは、キャパシティー・ビルディング関連の活動、トレーニングのために使われているものばかりです。このトレーニングにおいて、途上国の意識を高め、リソースを養成するときにも、どのような知識が必要なのかということも分かっただけのようにしています。

なかなか支援をすることは難しいことがあります。財務にかかわるルールに基づいて、我々はやらなければいけないわけで、何か要請があったからすぐにお金を出すということではできません。きちんと申請書を書いてもらって、適切に支援をしなければなりません。詳しい予算的な話は今いたしません、我々の活動は国連の加盟国から当然監視を受けてやっているわけですし、資源についても国連の手続き規則に基づいて拠出されております。

資 料

Overview of DOALOS activities

Mr. Hariharan Pakshi Rajan

Process and Procedures of Submission made to the CLCS

-How DOALOS functions as the secretariat of the CLCS -

Mr. Hariharan Pakshi Rajan

The Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea: Technical Aspects

Mr. Robert Sandev

Capacity-building to assist developing States in the preparation of submissions

-Purpose and practice of the DOALOS programs, and other relevant programs

Mr. Vladimir Jares

Overview of DOALOS activities

Abstract

Mr. Hariharan Pakshi Rajan
Senior Law of the Sea/ Ocean Affairs Officer & Deputy-Secretary of the Commission
DOALOS/OLA, United Nations

One of the major functions of the United Nations is to contribute to the progressive development and codification of international law, and promote the strengthening and development as well as the effective implementation of the international legal order for the seas and oceans. The Division for Ocean affairs and the Law of the Sea, (DOALOS or Division), Office of Legal Affairs, is the focal point in the United Nations system for ocean affairs and the law of the sea. The presentation will give an overview of the role of DOALOS in this regard with a view provide the right perspective for the subsequent presentations.

The main functions of DOALOS relate to monitoring the implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea and its related instruments. There are certain responsibilities relating to the discharge of the functions in the field of oceans and the law of the sea entrusted to the Secretary-General of the United Nations under the Convention. These include certain depository and due publicity functions. The Division also discharges important Secretariat functions. These include the servicing of the Meeting of the States Parties, United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea (the Consultative Process or ICP), established by the General Assembly, and the Commission on the Limits of the Continental Shelf.

Another important matter relates to capacity building. The Division has a wide range of activities relevant to capacity-building. The presentation will provide an overview of these efforts.

In addition, there are certain coordination and liaison functions. The work of the Division involves coordination with the work of other international organizations especially the International Seabed Authority and the as well as with the scientific community.

And finally, the dissemination of information is extremely important. The Division has an excellent library and a modern user friendly website for dissemination of information. In addition there are several publications on the subjects of contemporary interest.

	<h2>Overview of DOALOS Activities</h2>
---	--

<h2>Content of presentation</h2>
<ul style="list-style-type: none"> ■ Overview of DOALOS ■ DOALOS Functions

<h2>Introduction</h2>
<ul style="list-style-type: none"> ■ United Nations. ■ Progressive development and codification of international law. ■ United Nations Convention and its implementation through DOALOS. ■ DOALOS = focal point in the UN system for ocean affairs and the law of the sea.

<h2>DOALOS Functions</h2>
<ol style="list-style-type: none"> 1. Depository and due publicity 2. Secretariat functions 3. Capacity Building <ul style="list-style-type: none"> ■ Fellowships/trainings ■ Trust Funds 4. Coordination / liaison 5. Dissemination of information

<h3>DOALOS Functions:</h3> <h4>1. Depository and due publicity</h4>
<ul style="list-style-type: none"> ■ Certainty and publicity of coastal states maritime zones' limits ■ Facilities for deposit of charts and geographical coordinates ■ Database

<h3>DOALOS Functions:</h3> <h4>2. Secretariat</h4>
<ul style="list-style-type: none"> ■ Meeting of States Parties (MSP) <ul style="list-style-type: none"> – ITLOS – CLCS ■ Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea (ICP) ■ Commission on the Limits of the Continental Shelf

	<p>DOALOS Functions: 3. Capacity Building (trust funds)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ CLCS: <ul style="list-style-type: none"> – For members of the CLCS – For submitting States ■ ITLOS ■ Conference on Maritime Delimitation in the Caribbean; ■ ICP ■ Straddling Fish Stocks

	<p>DOALOS Functions: 3. Capacity Building (fellowships / training)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Fellowship and Training Programmes <ul style="list-style-type: none"> – United Nations-Nippon Foundation fellowship – Hamilton Shirley Amerasinghe Memorial Fellowship – Training Programme and Training Manual on delineation of the outer limits of the Continental Shelf: – Train-Sea-Coast Programme (TSC): – DOALOS/UNITAR Briefings

	<p>DOALOS Functions: 4. Coordination / Liaison</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ International Seabed Authority ■ International Tribunal for the Law of the Sea

	<p>DOALOS Functions: 5. Dissemination of information</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Website ■ Library ■ Ad hoc publications ■ Periodical publications ■ Training Manuals

	<p>Conclusions 00:00</p>
	<p>Q & A</p>

Process and Procedures of Submission made to the CLCS -How DOALOS functions as the secretariat of the CLCS -

Abstract

Mr. Hariharan Pakshi Rajan
Senior Law of the Sea/ Ocean Affairs Officer & Deputy-Secretary of the Commission
DOALOS/OLA, United Nations

This presentation will focus on the process and procedures regarding submissions by coastal States to the Commission on the Limits of the Continental Shelf. The need for submission arises by virtue of Article 76 of the Convention. In accordance with that article, there are two formulae lines, and two constraint lines that can be applied by coastal States in delimiting the outer limits of their continental shelf, where it extends beyond 200 nautical miles. The Commission examines these technical aspects of the submission.

There is a time –frame for submission by States. There are also certain requirements for submissions by a coastal State. These requirements are contained the Scientific and Technical Guidelines and regulated by the Rules of Procedure of the Commission. These requirements relate to format, language, number of copies, information regarding any disputes, information regarding assistance provided by any member of the Commission etc.

The Secretariat has certain specific role upon receipt of a submission, and takes necessary steps for inclusion in the agenda of the Commission’s session. The agenda of the session of the Commission will include a formal presentation by coastal State representatives. The Commission may establish a sub-commission to examine the submission. There are certain requirements and procedures for establishment of a sub-commission.

In the examination of a submission, the sub-commission also follows certain procedures. This examination also includes interaction with the delegation of the submitting State on technical issues. Certain procedures have been established for such meetings.

After the examination of the submission, the sub-commission prepares its recommendations and presents to the Commission for adoption. And finally, is the stage when the Commission transmits the recommendations to the submitting State. These procedures will be explained during the presentation.

	
<p>Process and Procedures of Submission made to CLCS</p> <p>-</p> <p>How DOALOS functions as Secretariat of the CLCS</p>	

Content of presentation	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Art 76 ■ Requirements for the submission ■ Receipt by Secretariat ■ Examination by CLCS/Subcommission ■ Recommendations

Introduction (Art. 76)	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Formulae ■ Constraints ■ Test of appurtenance (200 M) ■ >200M = Submission ■ Deadline = May 2009 / 10 years ■ Rule 45

Requirements: (rules 45-51)	
	<p>SOURCES:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ Scientific and Technical Guidelines (STG) ■ Rules of procedure (RoPs) Capacity Building

Requirements: (rules 45-51) Addressee/Languages/Content	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Submission addressed to the S-G ■ One of the UN official languages ■ Mandatory content: <ul style="list-style-type: none"> - Disputes - Advice from CLCS member

Requirements: (rules 45-51) Format / Number of copies	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Submission parts: <ul style="list-style-type: none"> - Executive summary [22 copies] - Main body [8 copies] - Supporting scientific/technical data [2 copies] ■ Hard copy / Electronic copy

	Actions by Secretariat upon receipt of submission
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Correspondence: <ul style="list-style-type: none"> – Acknowledgement – Transmission to CLCS members – Notification to States – Publication on website ■ Inclusion in provisional agenda of CLCS session ■ Notification / Invitation to submitting State

	Consideration by CLCS
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Presentation by submitting State: <ul style="list-style-type: none"> – Charts indicating the proposed limits; – Art 76 criteria; – Members of the Commission who assisted the coastal State; – Information regarding disputes; – Comments on notes verbales. ■ Establishment of Subcommittee: <ul style="list-style-type: none"> – Incompatibilities

	Examination by subcommission
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Initial examination: <ul style="list-style-type: none"> – 1 week – Format verification – Requests for corrections/information – Preliminary analysis: <ul style="list-style-type: none"> ■ Test of appurtenance ■ Art 76 criteria ■ 60M limit for construction lines ■ Clarifications (written form) ■ Disputes

	Main Scientific and Technical examination
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Detailed evaluation according to STGs ■ During: <ul style="list-style-type: none"> – Sessions – Intersessionally – Through secure site ■ Secretariat role: <ul style="list-style-type: none"> – Legal/Technical Secretaries – Custody of documents/correspondence

	Subcommission procedures
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Communications: <ul style="list-style-type: none"> – Chair-Head of Deleg. – Through Secretariat – Written ■ Meetings: <ul style="list-style-type: none"> – Agendas – Communications (Chair-Head of Deleg.) – No records – Written questions and answers (on record) – Clarifications (during / after the meetings) – Breaks

	Recommendations prepared by the Subcommittee
	<ul style="list-style-type: none"> ■ Presentation to Plenary ■ Q&A ■ Approved/Amended [Decisions by consensus (or majority)] ■ Final text of recommendations

The Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea: Technical Aspects (Abstract)

Mr. Robert Sandev

Geographic Information Systems (GIS) Officer, DOALOS/OLA, United Nations

The Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea of the Office of Legal Affairs is mandated to contribute to the wider acceptance and rational and consistent application of the United Nations Convention on the Law of the Sea (the Convention).

Its mandate as spelled out by the General Assembly of the United Nations in the Secretary-General's Bulletin ST/SGB/1997/8 is to carry out the responsibilities entrusted to the Secretary-General upon the adoption of the Convention and fulfil the functions associated with its entry into force. More specifically, the Division monitors developments in all relevant areas in order to report annually to the General Assembly on matters relating to the law of the sea and ocean affairs. Further, it formulates recommendations to the Assembly and other intergovernmental forums aimed at promoting a better understanding of the Convention, and ensures that the Organization has the capacity to respond to requests for advice and assistance from States in the implementation of the Convention.

The aforementioned document, the Convention and the General Assembly's annual resolutions are the basis for the comprehensive information dissemination programme developed by the Division and the information communication technology adopted to execute this programme.

This presentation is a brief summary of the main components of the programme and the relevant infrastructure in place in the Division.

From its establishment, the Division developed extensive publication programme consisted of recurrent and non-recurrent publications addressing various issues from purely informative nature, such as status of the Convention and related agreements, to more substantive nature such as analysis of pressing issues in collaboration with experts in various relevant fields, reports on the status of marine environment, summary of States' practice on various aspects of the Convention, training manuals and technical guidelines to assist States Parties in meeting their obligations under the Convention and other subjects as requested by States Parties to the Convention. It also established the Law of the Sea library, unique source of information in the Organization open to representatives, delegations and other visitors upon appointment.

With the adoption of new information and communication technologies by the United Nations, the Division rapidly moved from traditional and in many regards obsolete ways of collection and dissemination of information to more advanced digital method. It quickly joined the computer network in the Secretariat as soon as it was introduced at first as wide area network with several terminals at the user end and then as local area network with personal computers on every desk. The new infrastructure drove to the demand for Internet access for all the employees and the development of the website, adoption of various software packages that enable the transition from printed information in paper format to digital information storage and dissemination.

In addition the Division adopted digital archiving method utilizing tools available in the Organization. In the last four years all the relevant incoming and outgoing communication (paper and digital) is stored digitally. This significantly reduced the storage space needed for the archives and the time spent on locating communication on various subjects with various internal and external partners.

The Division paid particular attention to the needs of the Commission on the Limits of the Continental Shelf, unique in many regards from the perspective of the information technology. The analysis of spatial information, as required for the Commission to fulfill its mandate, led to the adoption of the geographic information system including three computer laboratories equipped with personal computers connected in small local area networks engaging specific security arrangements to address the issues of confidentiality of the data submitted by States Parties. This network also includes large format scanner and plotter to enable the Commission to process large printed charts and print ones as needed. Special software packages and staff with relevant technical expertise support the analysis of spatial information carried out by the members of the Commission.

Rapid developments of information technology and growing demands from States Parties are the reason for the Division to constantly review its infrastructure and information and communication programme and adopt new information and communication technologies as needed to ensure highest satisfaction of the States Parties and other audience with its services. The presentation will include a brief overview of future plans in this area.



The Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea

Technical Aspects

**Seminar on the Activities of the Division for Ocean Affairs and the Law of
the Sea in United Nations in the areas of the Outer Continental Shelf and
Capacity building**

Tokyo, Japan, December 7-8 2006

Robert Sandev, GIS Officer, DOALOS/OLA



DOALOS: Core Functions (Secretary-General's Bulletin ST/SGB/1997/8)

- Providing advice, studies, assistance and research on the implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea, on issues of a general nature and on specific developments relating to the research and legal regime for the oceans;
- Providing substantive servicing to the General Assembly on the law of the sea and ocean affairs, to the Meeting of States Parties to the Convention and to the Commission on the Limits of the Continental Shelf;
- Providing support to the organizations of the United Nations system to facilitate consistency with the Convention of the instruments and programmes in their respective areas of competence;
- Discharging the responsibilities, other than depositary functions, of the Secretary-General under the Convention;
- Conducting monitoring and research activities and maintaining a comprehensive information system and research library on the Convention and on the law of the sea and ocean affairs;
- Providing training and fellowship and technical assistance in the field of the law of the sea and ocean affairs.



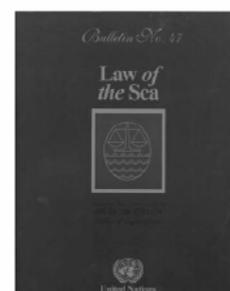
Publications

- **Recurrent**
- **Non-recurrent**
- **Parliamentary**



Recurrent publications

- **Law of the Sea Information Circular**
- **Law of the Sea Bulletins**





Information resources on the web

Development criteria: past and future

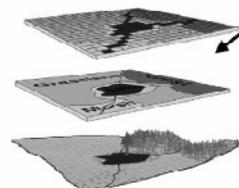
- **Simplicity**
- **Effectiveness**
- **Functionality**



Geographic Information Systems (GIS)



GIS is a system of computer software, hardware and data, and personnel to help manipulate, analyze and present information that is tied to a spatial location.





Geographic Information Systems (GIS)

1st geographic information system lab



Geographic Information Systems (GIS)

Large color plotter & large color scanner





Geographic Information Systems (GIS)

2nd geographic information system lab



Geographic Information Systems (GIS)

Storage room & conference room



**Capacity-building to assist developing States in the preparation of submissions
-Purpose and practice of the DOALOS programs, and other relevant programs
(Abstract)**

Mr. Vladimir Jares

Law of the Sea/Ocean Affairs Officer, DOALOS/OLA, United Nations

The presentation provides an overview of the challenges that developing States are facing in the implementation of article 76 of the United Nations Convention on the Law of the Sea (“UNCLOS”), when they engage in the complex task of establishing the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles and preparing a submission of the particulars of such limits to the Commission on the Limits of the Continental Shelf (“CLCS”) along with supporting scientific and technical data. Such project requires high-level scientific/technical expertise and modern technology, for example qualifications in hydrography and geosciences, as well as full understanding of the relevant provisions of UNCLOS. Since such expertise may not be readily available in all countries, especially the developing ones, the international community is called upon to make every effort to facilitate the full implementation of article 76 both financially and in any other possible way, in particular through capacity-building. A crucial theme of UNCLOS is that developing States should not, because of lack of resources or capacity, be disadvantaged with regard to access to or use of their natural resources. It would therefore be inconsistent with the spirit of UNCLOS if developing States were unable to define the limits of their extended continental shelf owing to a lack of resources or capacity.

The presentation then focuses on actions taken by the CLCS, including the adoption of the Scientific and Technical Guidelines and preparation of the outline for a five-day training course. It also elaborates on various actions taken by the General Assembly of the United Nations, including the establishment of a Trust Fund to assist developing States for the purpose of desktop studies and project planning, and preparing and submitting information under article 76 of UNCLOS to the CLCS.

A major part of the presentation is devoted to capacity building programmes and other activities deployed by the Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs (DOALOS/OLA), United Nations Secretariat. These programmes and activities include, inter alia, the preparation of the Training Manual for the delineation of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles and for the preparation of submissions to CLCS; preparation and delivery, pursuant to General Assembly resolutions 59/24 and 60/30, of four major regional training courses in Fiji, Sri Lanka, Ghana and Argentina in 2005 and 2006, and also the administration of the Trust fund for the purpose of facilitating the preparation of submissions to the CLCS for developing States, in particular the least developed countries and small island developing States, and compliance with article 76 of UNCLOS. In this regard, the presentation first elaborates in detail on the methodology and approaches in the delivery of the regional training courses and then follows with a description of the mechanism of the trust fund management.

The presentation concludes with information on DOALOS cooperation with other entities in the delivery of “hands-on” training courses, with national governments in nationally-organized seminars, and a general outline of current plans for the delivery of additional regional and subregional training courses.



Capacity-building to assist developing States
in the preparation of their submissions
to the Commission on the Limits of the Continental Shelf

Purpose and practice of DOALOS programs



7 December 2006

Obligations under the United Nations
Convention on the Law of the Sea of 10
December 1982 ("UNCLOS")



Under article 4 of annex II to UNCLOS, a coastal State intending to establish the outer limits to its continental shelf beyond 200 nautical miles is obligated to submit particulars of such limits to the Commission on the Limits of the Continental Shelf ("CLCS" or "the Commission") along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of the Convention for that State.

7 December 2006





Challenges for developing States in the implementation of article 76 of UNCLoS



The complexity of the task of preparing submissions to the Commission;

Need to deploy significant resources, capacity and expertise for collection, collation and analysis of a large amount of bathymetric, seismic and geophysical data;

Lack of required resources, including human resources, and other capacity;

Approaching time-limit, which for some States is 13 May 2009.

7 December 2006



Need for effective capacity-building and assistance to developing countries



There is an essential need for capacity-building to ensure that developing countries are able both to implement the Convention and to benefit from the sustainable development of the oceans and seas.

7 December 2006



Actions taken by the Commission on the Limits of the Continental Shelf



Adoption of Scientific and Technical Guidelines;

Outline for the five-day training course.

Note: CLCS - not mandated by UNCLOS to conduct or organize training, though members may be involved in their personal capacities. Nevertheless, the CLCS as a body felt obliged to prepare the outline for a five-day training course in order to facilitate the preparation of submissions in accordance not only with its Guidelines, but also with the letter and spirit of UNCLOS.

7 December 2006



Actions taken by the General Assembly



Recognition of the need for capacity-building;

Establishment of Article 76 Trust Fund;

Endorsement of the initiative by DOALOS to organize regional training courses based on the Training Manual;



7 December 2006



Actions by DOALOS and development of capacity building programmes



- Preparation and production of the Training Manual;
- Preparation and delivery of regional training courses in Fiji, Sri Lanka, Ghana and Argentina;
- Administration of the Trust fund for the purpose of facilitating the preparation of submissions to the CLCS;
- Participation in training courses, seminars, symposiums and other activities organized by various Governments or entities.

7 December 2006

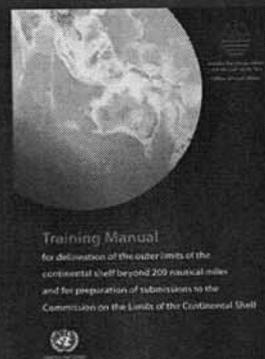


Training manual on the preparation of a submission to the CLCS



Prepared by DOALOS;
Assistance by two Members
of the CLCS -Mr. Harald
Brakke and Mr. Galo
Carrera;

Goals – to provide in-depth
understanding of the legal,
scientific, technical and
procedural issues related to
the implementation of article
76 of UNCLOS.



7 December 2006



Training course on the preparation of a submission to the CLCS



Purpose: To provide training to the appropriate technical staff of wide-continental-margin developing States;

Mandate: Paragraph 32 of General Assembly resolution 59/24 of 17 November 2004;

Programme: based on the "Outline for a five-day training course for delineation of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles and for preparation of a submission of a coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf" (CLCS/24), and on the training manual, with additional components, including side-events.

7 December 2006



Modules – training manual and training course



Module I - Legal Framework

Module II - Geodetic Methodologies

Module III - Hydrographic Methodologies

Module IV - Morphological Methodologies

Module V - Geological Methodologies

Module VI - Geophysical Methodologies

Module VII - Seafloor Highs

Module VIII - Planning and Management of a Submission

Module IX - Procedure for Preparation and Presentation of a submission

7 December 2006



Second regional training course – Colombo, Sri Lanka



Region and countries: 12
developing States of the
Indian Ocean region;

Dates: from 16 to 20 May
2005;

In cooperation with:
Government of Sri Lanka and
the Commonwealth
Secretariat;

Participation: 40 technical
and administrative staff.



7 December 2006

Third regional training course – Accra (Ghana)



Region and countries: 16
developing States of the
African region bordering the
Eastern Atlantic;

Dates: from 5 to 9 December
2005;

In collaboration with: the
Government of Ghana, the
Commonwealth Secretariat,
and with the support of the
African Union and the
Economic Community of West
African States (ECOWAS);

Participation: 54 technical and
administrative staff.



7 December 2006

Fourth regional training course – Buenos Aires, Argentina



Region and countries: 11
Caribbean and Latin
American countries;
Dates: from 8 to 12 May 2006;
In collaboration with the
Government of Argentina and
the support of
intergovernmental
organizations, including the
Commonwealth Secretariat;
Participation: 37 technical
and administrative staff.



7 December 2006



Regional training courses



During the delivery of the four regional training courses on the delineation of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles and the preparation of submissions to the Commission, the Division trained about 160 technical and administrative staff from 49 developing coastal States.

7 December 2006



Article 76 Trust fund



Established by the Secretary-General pursuant to paragraph 18 of General Assembly resolution 55/7 of 30 October 2000;

Purposes, terms of reference;

Mechanism for applications disbursement of funds;

80 participants in the regional training courses organized by the Division in 2005-06 received assistance from the Trust Fund.

7 December 2006



"Article 76" Trust fund - Activities



Training of technical and administrative staff;
Desktop study or other means to make an initial assessment of the nature of the continental shelf and its limits;
Working out of plans for the acquisition of necessary additional data and mapping projects;
Preparation of final submission documents;
Advisory/consultancy assistance related to the above points.

7 December 2006






Other activities of and support by DOALOS







7 December 2006




Conclusions and questions

Thank you for your attention.



7 December 2006



この報告書は、競艇交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

国連海事海洋法課セミナー「大陸棚限界拡張とキャパシティー・ビルディング」
(平成 18 年度「大陸棚の限界拡張に係る支援」事業)

平成 19 年 3 月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-16 海洋船舶ビル

TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-196-0